レピメクチン (案)

品目名:レピメクチン (Lepimectin)
 (レピメクチン A3 (L. A3) とレピメクチン A4 (L. A4) の混合物。
 ただし、存在比は L. A3≦20%、L. A4≧80%である。)

2. 用途:殺虫剤

16 員環マクロライド骨格を有する殺虫剤である。昆虫等の神経系の塩素イオンチャンネルに作用すると考えられている。

3. 化学名:

L. A3:

(10*E*, 14*E*, 16*E*) - (1*R*, 4*S*, 5' *S*, 6*R*, 6' *R*, 8*R*, 12*R*, 13*S*, 20*R*, 21*R*, 24*S*) - 21, 24-dihydroxy-5', 6', 11, 13, 22-pentamethyl-2-oxo-3, 7, 19-trioxatetra-cyclo[15. 6. 1. 1^{4,8}. 0^{20.24}] pentacosa-10, 14, 16, 22-tetraene-6-spiro-2'-tetrahydropyran-12-yl (2)-2-methoxyimino-2-phenylacetate (IUPAC)

(6R, 13R, 25R)-5-O-demethyl-28-deoxy-6, 28-epoxy-13-[[(2Z)-2-(methoxyimino)-2-phenylacetyl]oxy]-25-methylmilbemycin B (CAS)

L. A4:

 $(10E, 14E, 16E) - (1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S) - 6' - ethyl-21, 24-dihydroxy-5', 11, 13, 22-tetramethyl-2-oxo-3, 7, 19-trioxatetracyclo[15. 6. 1. 1^{4,8}. 0^{20,24}] pentacosa-10, 14, 16, 22-tetraene-6-spiro-2'-tetrahydropyran-12-yl (<math>\mathcal{Z}$)-2-methoxyimino-2-phenylacetate (IUPAC)

(6R, 13R, 25R) -5-O-demethyl-28-deoxy-6, 28-epoxy-25-ethyl-13-[[(2Z)-2-(methoxyimino)-2-phenylacetyl]oxy]milbemycin B (CAS)

4. 構造式及び物性

	L. A3	L. A4
	OCH ₃ OHH H OH	OCH ₃ OHHH OH
分子式	$C_{40}H_{51}NO_{10}$	$C_{41}H_{53}NO_{10}$
分子量	705. 83	719. 86
水溶解度	103.47 ppb (20±0.5℃)	46.79 ppb (20±0.5℃)
分配係数	$\log_{10} \text{Pow} = 6.5 \ (25^{\circ}\text{C})$	$\log_{10} \text{Pow} = 7.0 \ (25^{\circ}\text{C})$

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法 本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

(1) 1.0%レピメクチン乳剤

(1) 1.0/02	レググラン利剤								
作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	vt [*] メクチンを 含む農薬の 総使用回数		
みかん	チャノキイロアサ゛ミウマ			収穫前日					
	ミカンハモク゛リカ゛	1000~	200~700	まで	4回		4 回以内		
かんきつ	ナミアゲハ	2000 倍	L/10a	収穫3日	以内		10017		
(みかんを除く)				前まで					
いちご	ハスモンヨトウ								
	オオタバコガ	2000 倍							
トマト	ハスモンヨトウ	2000 [
ミニトマト	ハモグリバエ類			収穫前日					
\ <u>-</u> \	コナジラミ類	1000~		まで					
	ミカンキイロアサ゛ミウマ	2000 倍 2000 倍	<i>&</i> C		1				
	オオタバコガ								
なす	ハスモンヨトウ								
	トマトハモク゛リハ゛エ								
	コナガ	100~ L/10							
	アオムシ								
キャベツ	ハスモンヨトウ			100~300		3 🗊	散布		
	ハイマダ゛ラノメイカ゛			1		以内		3 回以内	
	タマナキ゛ンウワハ゛			L/ 10a		Wr.1			
	コナガ								
はくさい	アオムシ								
, ,	ハスモンヨトウ			収穫3日					
	ハイマタ゛ラノメイカ゛	1000~		前まで					
ブロッコリー	コナガ	2000 倍							
レタス	オオタバコガ								
	ハスモンヨトウ								
ねぎ	シロイチモシ゛ヨトウ								
	コナガ								
だいこん	アオムシ								
	ハイマタ゛ラノメイカ゛								
茶	チャノコカクモンハマキ		200~400 L/10a	摘採7日 前まで	2回 以内		2回以内		
	L	1	L/ IVa	ר היים	_ <u>~</u> √L 1				

(2) 1.0%レピメクチン フロアブル

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	ンピメクチンを 含む農薬の 総使用回数
りんご なし	ハマキムシ類	2000 倍	200~700	収穫前日	3 回	散布	3 回以内
ぶどう	チャノキイロアサ゛ミウマ	1000~ 2000 倍	L/10a	まで	以内	HX/II	3 回火(1)

6. 作物残留試験

- (1) 分析の概要
- ① 分析対象の化合物
 - ・ レピメクチン (L. A3 及び L. A4 の合量)
 - ・ 代謝物 (E)-メトキシイミノレピメクチン(同じく A3 及び A4 の合量)

※(E)-メトキシイミノレピメクチン A3:

(10E, 14E, 16E, 22力) -(1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S) -21, 24 ジヒドロキシー 12 -[(2E) -2 - メトキシイミノ-2 - フェニルアセトキシ] -5', 6', 11, 13, 22 - ペンタメチルー 3, 7, 19 - トリオキサテトラシクロ[15. 6. 1. $1^{4,8}$. $0^{20,24}$] ペンタコサ-10, 14, 16, 22 - テトラヒドロピラン-2 オン

※(E)-メトキシイミノレピメクチン A4:

 $(10E, 14E, 16E, 22力 - (1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S) - 6' - エチル-21, 24-ジヒドロキシ-12-[(2E)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセトキシ]-5', 11, 13, 22-テトラメチル-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ[15. 6. 1. <math>1^{4,8}$. $0^{20,24}$] ペンタコサー10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2' - テトラヒドロピラン-2-オン

(E) -メトキシイミノレピメクチン A3

(E) -メトキシイミノレピメクチン A4

・代謝物 (2E)-メトキシイミノ-2-フェニル酢酸 (以下、代謝物 (E)-MPA)

② 分析法の概要

・レピメクチン及び代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチンアセトン抽出後、C₁₈カラム、グラファイトカーボンカラム等で精製したのち、ジヒドロシクロヘキセン環を脱水して、蛍光誘導体化し、生成した誘導化物をHPLC(蛍光検出器)で定量する。

定量限界:0.001 ppm

·代謝物(E)-MPA

含水アセトニトリル抽出後、多孔性けいそう土カラム及び C_{18} カラムで精製したのち、トリメチルシリルジアゾメタンでメチル化し、生成したメチル化物をLC/MSで定量する。

又は、メチル化せずに酸加水分解後、キノキサリノール蛍光誘導化し、HPLC(蛍光検出器)で定量する。

定量限界:0.005 ppm

(2) 作物残留試験結果

① みかん

温州みかん(果肉)を用いた作物残留試験(2 例)において、1.0%乳剤の 1,000倍希釈液を 4回散布(500,550L/10a)したところ、散布後 $1\sim7$ 日の最大残留量 $^{\pm1}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.002、0.002 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: <0.001、<0.001 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005、<0.005 ppm

温州みかん(果皮)を用いた作物残留試験(2 例)において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 4 回散布(500, 550L/10a)したところ、散布後 $1\sim7$ 日の最大残留量 $^{\pm1}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.067、0.044 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: 0.022、0.012 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.010、0.008 ppm

② なつみかん

なつみかん(果実)を用いた作物残留試験(1 例)において、1.0%乳剤の 1,000倍希釈液を 4回散布(297L/10a)したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 21 は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.006 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン:0.002 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005 ppm

なつみかん (果実) を用いた作物残留試験 (1 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 4 回散布 ($1200\sim1600L/10a$) したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量

^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、この試験は適用範囲内で行われていない^{注2)}。

レピメクチン: 0.005 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン:0.002 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005 ppm

③ ゆず

ゆず (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 2 回散布 (670,500L/10a) したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 $^{\pm1)}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.004、0.009 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン:0.002、0.004 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005、<0.005 ppm

ゆず (果実) を用いた作物残留試験 (2 例)において、1.0%乳剤の1,000倍希釈液を4回散布(670,500L/10a)したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 $^{\pm1)}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.004、0.011 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン:0.002、0.006 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005、<0.005 ppm

④ すだち

すだち (果実) を用いた作物残留試験 (1 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 4 回散布(500L/10a)したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 $^{\pm1)}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.014 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン:0.007 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.008 ppm

⑤ かぼす

かぼす (果実) を用いた作物残留試験 (1 例)において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 4 回散布(640L/10a)したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 $^{\pm1)}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.005 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン:0.003 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.006 ppm

⑥ りんご

りんご (果実) を用いた作物残留試験 (2 例)において、1.0%フロアブルの 1,000 信希釈液を 3 回散布(500L/10a)したところ、散布後 $1\sim14$ 日の最大残留量 $^{\pm1}$ は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない $^{\pm2}$)。

レピメクチン: 0.015、0.029 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン:0.003、0.010 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005、<0.005 ppm

⑦ なし

日本なし (果実) を用いた作物残留試験 $(2 \, \emptyset)$ において、1.0% フロアブルの 1,000 *倍希釈液*を 3 回散布(500, 350L/10a)したところ、散布後 $1\sim14$ 日の最大残留量^注 じ以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない^注 2)

レピメクチン: 0.029、0.021 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: 0.011、0.005 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005、<0.005 ppm

(8) いちご

いちご (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈 液を 3 回散布(200, 300L/10a)したところ、散布後 $1\sim7$ 日の最大残留量 1 は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない 1 20。

レピメクチン: 0.110、0.116 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン:0.010、0.018 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.008、0.009 ppm

⑨ ぶどう

大粒種ぶどう (果実) を用いた作物残留試験 $(2 \, \text{例})$ において、1.0% フロアブルの 1,000 倍希釈液を 3 回散布(300L/10a)したところ、散布後 $1\sim7$ 日の最大残留量^t 1 は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.019 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン:0.002 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005 ppm

小粒種ぶどう (果実) を用いた作物残留試験 $(2 \, \text{例})$ において、1.0% フロアブルの 1,000 倍希釈液を $3 \, \text{回散布} (300 \text{L}/10 \text{a})$ したところ、散布後 $1 \sim 7 \, \text{H}$ の最大残留量^注 1) は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.072 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: 0.014 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005 ppm

① トマト

トマト (果実) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 3 回散布 (250L/10a) したところ、散布後 $1\sim7$ 日の最大残留量 $^{\pm1}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0,006、0.006 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: 0.001、0.002 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005、0.006 ppm

① ミニトマト

ミニトマト (果実) を用いた作物残留試験 (2 例)において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 3 回散布 (200L/10a) したところ、散布後 $1\sim14$ 日の最大残留量 $^{\pm1)}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.089、0.069 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: 0.012、0.011 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.008、0.008 ppm

(12) なす

なす (果実) を用いた作物残留試験 $(2 \, \text{例})$ において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 3 回散布(200, 210.8L/10a)したところ、散布後 $1\sim7$ 日の最大残留量 $^{\pm1}$ は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない $^{\pm2}$)。

レピメクチン: 0.006、0.028 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: <0.001、0.001 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.006、0.012 ppm

① キャベツ

キャベツ (葉球) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希 釈液を 3 回散布 (200, 150L/10a) したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 $^{\pm1}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.004、0.010 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: <0.001、0.001 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005、<0.005 ppm

⑭ はくさい

はくさい (茎葉) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希 釈液を 3 回散布 (200, 241.9L/10a) したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 11 は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.007、0.010 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: 0.002、0.003 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.005、<0.005 ppm

① レタス

結球レタス (茎葉) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 3 回散布 (200L/10a) したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 $^{\pm1}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.017、0.019 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: 0.005、0.007 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.005、0.006 ppm

⑥ ブロッコリー

ブロッコリー (花蕾) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 3 回散布 (300, 227.3 L/10a) したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 $^{(\pm 1)}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.006、0.012 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: 0.002、0.004 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.007、0.008 ppm

(ii) ねぎ

ねぎ (茎葉) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 3 回散布(200L/10a)したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 $^{t.1}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.002、0.002 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: <0.001、<0.001 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005、0.005 ppm

18 だいこん

だいこん (葉部) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希 釈液を 3 回散布(200L/10a)したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 $^{\pm1)}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.051、0.030 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン:0.027、0.012 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.009、0.007 ppm

だいこん(根部)を用いた作物残留試験(2例)において、1.0%乳剤の1,000倍 希釈液を3回散布(200L/10a)したところ、散布後 $3\sim14$ 日の最大残留量 21 は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.002、<0.001 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: <0.001、<0.001 ppm

代謝物(E)-MPA: <0.005、0.007 ppm

19 茶

茶 (荒茶) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.0%乳剤の 1,000 倍希釈液を 2 回散布(200L/10a)したところ、散布後 7~21 日の最大残留量 it は以下のとおりであった。

レピメクチン: 0.064、0.018 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: 0.036、0.010 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.018、0.014 ppm

茶 (浸出液) を用いた作物残留試験 (2 例) において、1.0%乳剤の1,000 倍希釈液を2 回散布 (200L/10a) したところ、散布後7~21 日の最大残留量 $^{\pm 1}$ は以下のとおりであった。

レピメクチン: <0.001、<0.001 ppm

代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン: <0.001、<0.001 ppm

代謝物(E)-MPA: 0.016、0.012 ppm

なお、これらの試験結果の概要については、別紙1を参照。

注 1) 最大残留量: 当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を 最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を実施し、それぞ れの試験から得られた残留量。

(参考:平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」) 注2) 適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件

を斜体で示した。

7. ADIの評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、平 成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305003号により食品安全委員会あて意 見を求めたレピメクチンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量: 2.02mg/kg 体重/day (発がん性は認められなかった。)

(動物種)

ラット

(投与方法)

混餌

(試験の種類) 発がん性試験

(期間)

2 年間

安全係数:100

ADI: 0.02 mg/kg 体重/day

8. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査 した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。

9. 基準値案

(1) 残留の規制対象

レピメクチン(L. A3 及び L. A4 の和とする。)

作物残留試験において、レピメクチンのほか、代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチ ン及び(E)-MPA の分析が行われているが、ほとんどの場合、代謝物の分析結果は親化合 物に比較して低い残留値であり、また、代謝物の最大残留値が定量限界値未満又はそれ に近い値となった場合も多いことから、規制対象化合物としてはレピメクチン本体のみ とすることとした。

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、暴露評価対 象物質としてレピメクチン(親化合物のみ)と設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおり。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定され

る量のレピメクチンが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1 日当たり摂取する農薬の量(理論最大1 日摂取量(TMDI))のADI に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3 参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下におこなった。

	TMDI/ADI (%) 注)
国民平均	2. 3
幼小児(1~6 歳)	5. 6
妊婦	1. 9
高齢者(65 歳以上)	2. 1

注) TMD I 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。

レピメクチン 作物残留試験一覧表

# 16-46-	試験		試験条件			最大残留量(ppm)
農作物	圃場数	剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	[レピメクチン/代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン/代謝物(E)-MPA]
温州みかん	0	1.0%乳剤	1000倍 散布L/10a	<u>4</u> 回	<u>1</u> , 3, 7日	圃場A: 0.002/<0.001/<0.005
(果肉)	2	1. 0 70 年6月1	500, 550L/10a	크	1, 0, 1 1	圃場B: 0.002/<0.001/<0.005
温州みかん	2	1.0%乳剤	1000倍 散布L/10a	<u>4</u> 回	<u>1</u> , 3, 7日	圃場A: 0.067/0.022/0.010*(* 4回、3日)
(果皮)	2	1.07076年1	500,550L/10a	크드	<u>1</u> , 0, 1 H	圃場B: 0.044/0.012/0.008* (* 4回、3日)
なつみかん	1	1.0%乳剤	1000倍 散布	4回	<u>3</u> , 7, 14日	圃場A: 0.006/0.002/<0.005
(果実)	1	1. 0 70 和月1	297L/10a	312	<u>0</u> , 1, 14 H	may/m. 0.000/ 0.002/ 0.000
なつみかん	1	1.0%乳剤	1000倍 散布	4回	3, 7, 14日	 圃場A: 0.005*/0.002*/<0.005* (* 4回、3日) (#)
(果実)	1	1.0/046月1	1200~1600L/10a	T)	, 0, 1, 11 H	画物A. 0. 000 / 0. 002 / (0. 000 () 1二(0
ゆず	2	1.0%乳剤	1000倍 散布	2回	<u>3</u> , 7, 14日	圃場A: 0.004/0.002/<0.005
(果実)	<u>.</u>	1.0/076月1	670, 500L/10a		<u>0</u> , 1, 11 p	圃場B: 0.009/0.004/<0.005
ゆず	2	1,0%乳剤	1000倍 散布	<u>4</u> 回	<u>3</u> , 7, 14日	圃場A: 0.004/0.002/<0.005
(果実)	4	1.0707679	670,500L/10a	<u> </u>	<u>o</u> , 1, 11 p	圃場B: 0.011/0.006/<0.005
すだち	1	1.0%乳剤	1000倍 散布	4回	3, 7, 14日	圃場A: 0.014/0.007/0.008
(果実)	1	1. U /U /U /U /	500L/10a	3111	<u>0</u> , 1, 11 p	
かぼす	1	1.0%乳剤	1000倍 散布	<u>4</u> 回	 <u>3,</u> 7, 14日	
(果実)	1 !	1.07046/44	640L/10a	<u> </u>	<u>o</u> , ,, 11 A	
りんご	2	 1.0%フロアブル	1000倍 散布	3回	1, 3, 7, 14日	圃場A: 0.015*/0.003*/<0.005* (* 3回、1日) (#)
(果実)	2	1.0707 = 7 7 7 7	500L/10a	\	1, 0, 1, 11	圃場B: 0.029*/0.010*/<0.005* (* 3回、1日) (#)
日本なし	2	1.0%フロアブル	1000倍 散布	3回	1, 3, 7, 14日	圃場A: 0.029*/0.011*/<0.005* (* 3回、1日) (♯)
(果実)	4	1.0707 117 770	500, 350L/10a		1, 0, 1, 11	圃場B: 0.021*/0.005**/<0.005* (* 3回、1日/** 3回、7日) (#)
いちご	2	1.0%乳剤	1000倍 散布	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.110*/0.010*/0.008** (* 3回、1日/** 3回、7日) (#)
(果実)	۷	1.0/046月1	200, 300L/10a	0121	1, 0, 1 H	圃場B: 0.116*/0.018*/0.009** (* 3回、1日/** 3回、7日) (#)
ぶどう	2	1.0%フロアブル	1000倍 散布	3回	<u>1</u> , 3, 7 目	圃場A: 0.019/0.002/<0.005
(果実)	2	1.0/6/ 11/7/1	300L/10a	한타	1, 0, 1 1	
ぶどう	2	1.0%フロアブル	1000倍 散布	3回	<u>1</u> , 3, 7日	圃場A: 0.072/0.014/<0.005
(果実)		1.0/0/4///	300L/10a	2151	<u>1</u> , 0, 1 H	
トマト	2	1.0%乳剤	1000倍 散布	3回	<u>1</u> , 3, 7目	圃場A: 0.006/0.001/<0.005
(果実)	4	1.0 /0 行[月]	250L/10a	250	≟, ∪, , ⊢	圃場B: 0.006/0.002/0.006

	試験		試験条件			最大残留量(ppm) [レピメクチン/代謝物(E)-メトキシイミノレピメクチン/代謝物(E)-MPA]
農作物	圃場数	剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ミニトマト (果実)	2	1.0%乳剤	1000倍 散布 200L/10a	<u>3</u> 回		圃場A: 0.089/0.012/0.008 圃場B: 0.069/0.011*/0.008** (* 3回、7日/** 3回、14日)
なす (果実)	2	1.0%乳剤	1000倍 散布 200, 210. 8L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.006*/<0.001*/0.006** (* 3回、1日/** 3回、3日)(#) 圃場B: 0.028*/0.001**/0.012*** (* 3回、1日/** 3回、3日/*** 3回、7日)(#)
キャベツ (葉球)	2	1.0%乳剤	1000倍 散布 200,150L/10a	<u>3</u> 回	<u>3</u> , 7, 14日	圃場A: 0.004/<0.001/<0.005 圃場B: 0.010/0.001/<0.005
はくさい (茎葉)	2	1.0%乳剤	1000倍 散布 200, 241. 9L/10a	<u>3</u> 回	<u>3</u> , 7, 14日	圃場A: 0.007/0.002/0.005 圃場B: 0.010/0.003/<0.005
結球レタス (茎葉)	2	1.0%乳剤	1000倍 散布 200L/10a	3回	<u>3</u> , 7, 14日	圃場A: 0.017/0.005/0.005 圃場B: 0.019/0.007/0.006* (* 3回、7日)
ブロッコリー (花蕾)	2	1.0%乳剤	1000倍 散布 300, 227. 3L/10a	3回	<u>3</u> , 7, 14日	圃場A: 0.006/0.002/0.007* (* 3回、7日) 圃場B: 0.012/0.004/0.008
ねぎ (茎葉)	2	1.0%乳剤	1000倍 散布 200L/10a	3回	3, 7, 14日	圃場A: 0.002/<0.001/<0.005 圃場B: 0.002/<0.001/0.005
だいこん (葉部)	2	1.0%乳剤	1000倍 散布 200L/10a	<u>3</u> 回	<u>3</u> , 7, 14日	圃場A: 0.051/0.027/0.009 圃場B: 0.030/0.012/0.007
だいこん (根部)	2	1.0%乳剤	1000倍 散布 200L/10a	<u>3</u> 回	<u>3</u> , 7, 14日	圃場A: 0.002/<0.001/<0.005 圃場B: <0.001/<0.001/0.007
茶(荒茶)	2	1.0%乳剤	1000倍 散布 200L/10a	2回	<u>7</u> , 14, 21日	圃場A: 0.064/0.036/0.018 圃場B: 0.018/0.010/0.014
茶(浸出液)	2	1.0%乳剤	1000倍 散布 200L/10a	2回	<u>7</u> , 14, 21日	圃場A: <0.001/<0.001/0.016 圃場B: <0.001/<0.001/0.012

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付してい

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

					参考基準値	
農産物名	基準値案	基準値 現行	登録 有無	国際 基準	外国 基準値	作物残留試験成績
辰连初石	ppm	ppm	13.///	ppm	ppm	ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.01		申			0.002, <0.001
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3		申			0.051(\$), 0.030
はくさい	0.05		申			0.007, 0.010
キャベツ	0.05		申			0.004, 0.010(\$)
ブロッコリー	0.05		申			0.006, 0.012
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	0.1		申			0.017, 0.019
ねぎ	0.01		申			0.002, 0.002
400			-			0.006, 0.006 (누구ト)
トマト	0.3		申			0.089, 0.069 (ミニトマト)
なす	0.2		- 申_			0.006(#), 0.028(#)(\$)
みかん	0.01		申			0.002, 0.002
-	Ì					0.006 / 0.005(#)
なつみかんの果実全体	0.1		申			(すだち参照)
レモン	0.1		申			(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1	ļ	申	Ì		(すだち参照)
グレープフルーツ	0.1		申			(すだち参照)
ライム	0.1		申	1		(すだち参照)
	1					0.004, 0.009 / 0.004,
				ļ		0.011 (ゆず)
the state of the s	0.1		#			0.014 (\$)(すだち) 0.005 (かぼす)
その他のかんきつ類果実	0.1		- 			
りんご	0.2		申			0.015(#), 0.029(#)(\$)
日本なし	0.2		申			0.029(#)(\$), 0.021(#)
西洋なし	0.2		申			(日本なし参照)
いちご	0.5	5	申			0.110(#), 0.116(#)
ぶどう	0.3	3	申			0.019, 0.072(\$)
茶	0.3	3	申			0.064(\$), 0.018 (荒茶) <0.001, <0.001 (浸出液
その他のスパイス	0.3	3	申			0.067, 0.044 (みかん界 皮)

^(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

レピメクチン推定摂取量 (単位:μg/人/day)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0. 01	0. 5	`		
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3	0. 7			
はくさい	0.05	1. 5			
キャベツ	0.05	1. 1	0. 5	1. 1	
ブロッコリー	0.05	0. 2	0. 1	0. 2	0. 2
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む)	0.1	0.6	0.3	0. 6	0.4
ねぎ (リーキを含む)	0.01	0. 1	0.0		
	0.3	7. 3	5. 1	7.4	5. 7
なす	0. 2	0.8	0.2	0. 7	1. 1
なり みかん	0.01	0.4		0. 5	0.4
なつみかんの果実全体	0. 1	0.0		0.0	0.0
レモン	0. 1	0.0	0.0	0.0	0.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	0. 1	0.0	<>	0. 1	
グレープフルーツ	0. 1	0. 1	0.0	0.2	
ライム	0. 1	0.0	0.0	0.0	
その他のかんきつ類果実	0.1	0.0	0.0	0.0	
りんご	0. 2	7. 1	7.2		
日本なし	0. 2	1.0			
西洋なし	0. 2	0.02			
いちご	0.5				
ぶどう	0.3				
本	0. 3	0.9	0.4	1. 1	
その他のスパイス	0.3	0.0	0.0	0. 0	0.0
計		24. 3	17. 6	21. 3	
ADI比(%)		2. 3	5. 6	1.9	2. 1

TMDI:理論最大1日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成19年 2月23日 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係わる連絡及び基 進設定依頼 (新規:かんきつ、いちご、なす等)

5日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に 平成19年 3月 係る食品健康影響評価について要請

8日 食品安全委員会(要請事項説明) 3月 平成19年

5月16日 第11回農薬専門調査会確認評価第一部会 平成19年

第23回農薬専門調査会総合評価第二部会 平成20年 8月 1日

平成20年11月18日 第45回農薬専門調査会幹事会

平成21年 2月12日 食品安全委員会における食品健康影響評価(案)の公表

平成21年 3月26日 食品安全委員会(報告)

平成21年 3月26日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評

価について通知

平成21年 7月22日 薬事・食品衛生審議会へ諮問

平成21年 7月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授 青木 宙

生方 公子

北里大学北里生命科学研究所病原微生物分子疫学研究室教授

○大野 泰雄

国立医薬品食品衛生研究所副所長

尾崎 博

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

加藤 保博

財団法人残留農薬研究所理事

斉藤 貢一

星薬科大学薬品分析化学教室准教授

佐々木 久美子

元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長

志賀 正和 豊田 正武

元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長

実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授

松田 りえ子

国立医薬品食品衛生研究所食品部長

山内 明子

日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長

山添 康

東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授

吉池 信男

青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授

由田 克士

国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査

プロジェクトリーダー

鰐渕 英機

大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○:部会長)

答申 (案)

レピメクチン

レピメクチン	
A D 57	残留基準値
食品名	
	ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3
はくさい	0.05
キャベツ	0.05
ブロッコリー	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	0.1
ねぎ	0.01
h-7h	0.3
なす	0.2
みかん	0.01
なつみかんの果実全体	0.1
レモン	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
その他のかんきつ類果実(注1)	0.1
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
いちご	0.5
ぶどう	0.3
茶	0.3
小 その他のスパイス(注2)	0.3
	

※ 今回基準値を設定するレピメクチンとは、L.A3 及びL.A4の和をいうこと。

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、 西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがら し、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの 果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものを いう。 飼料添加物評価書

ノシヘプタイド

2009年6月

食品安全委員会

目次

○審議の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○食品安全委員会委員名簿 3 ○食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会専門委員名簿 3 ○要約 4 I. 評価対象飼料添加物の概要 5 1. 用途 5 2. 有効成分の一般名等 5
○食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会専門委員名簿 3 ○要約 4 I. 評価対象飼料添加物の概要 5 1. 用途 5 2. 有効成分の一般名等 5
○要約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
I. 評価対象飼料添加物の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1. 用途····································
1. 用途····································
2. 有効成分の一般名等····································
4. 分子式
5. 分子量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6. 構造式
7. 開発の経緯及び使用状況等
Ⅱ 安全性に係る知見の概要
1. 吸収·分布·代謝·排泄試験······ 6
(1)投与試験(ラット)
(2)投与試験(鶏)7
(3)投与試験(豚)7
(4) 残留試験 (鶏)
(5) 残留試験 (豚)8
2. 急性毒性試験(マウス、ラット及び鶏) 9
3. 亜急性毒性試験 10
(1) 12週間亜急性毒性試験 (ラット)
(2) 13週間亜急性毒性試験(マウス) 10
(3) 13週間亜急性毒性試験 (ラット) 10
(4) 6ヶ月間亜急性毒性試験 (イヌ)
4. 慢性毒性試験及び発がん性試験
5. 生殖発生毒性試験
(1) 発生毒性試験 (マウス) ····································
(2) 発生毒性試験 (ラット)
(3) 発生毒性試験 (ウサギ) ····································
6. 遺伝毒性試験
7. その他の試験···································

	•
(1)飼養試験(鶏)	
(2)飼養試験(豚)	15
8. その他の知見	
(1)皮膚等に対する刺激性について	16
(2)皮膚感作性について	
9. 微生物学的影響に関する試験	
(1) 臨床分離菌に対する最小発育阻止濃度 (MIC) ····································	
	-,
	`
Ⅲ. 食品健康影響評価	18
II. 食品健康影響評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
·	18
	··· 18
1 . 毒性学的 ADI について····································	··· 18 ··· 18 ··· 19
1. 毒性学的 ADI について	··· 18 ··· 18 ··· 19
1. 毒性学的 ADI について	··· 18 ··· 18 ··· 19

〈審議の経緯〉

2005年 11月 29日 暫定基準告示(参照 1)

2008年 9月12日 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価に

ついて要請(厚生労働省発第0912008号)

2008年 9月16日 関係書類の接受

2008年 9月25日 第255回食品安全委員会(要請事項説明)

2008年 11月 14日 第 28 回肥料·飼料等専門調査会

2009 年 2月19日 第274回食品安全委員会(報告)

2009年 2月19日 より2009年3月20日 国民からの御意見・情報の募集

2009年 6月23日 肥料・飼料等専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ

報告

2009 年 6月25日 第291回食品安全委員会(報告)

(同日付で厚生労働大臣に通知)

〈食品安全委員会委員名簿〉

見上 彪 (委員長)

小泉 直子(委員長代理)

長尾 拓

野村 一正

畑江 敬子

廣瀬 雅雄

本間 清一

〈食品安全委員会肥料·飼料等専門調査会専門委員名簿〉

唐木 英明 (座長)

酒井 健夫 (座長代理)

秋葉 征夫 西澤 直子

池 康嘉 深見 元弘

小野 信一 細川 正清

下位 香代子 三浦 克洋

高木 篤也 元井 葭子

津田 修治 米山 忠克

戸塚 恭一

ポリペプタイド系抗生物質である飼料添加物ノシヘプタイド (CAS No. 56377-79-8) について、評価要請資料を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に供した試験成績は、吸収・分布・代謝・排泄試験(ラット、鶏及び豚)、急性毒性試験(マウス、ラット及び鶏)、亜急性毒性試験(マウス、ラット及びイヌ)、発生毒性試験(マウス、ラット及びウサギ)、遺伝毒性試験、飼養試験、皮膚感作性試験、微生物学的影響に関する試験等である。

慢性毒性及び発がん性試験は実施されていないが、ノシヘプタイドは生体にとって 特段問題となる遺伝毒性を示さないと考えられることから、追加の安全係数を加える ことによって ADI を設定することが可能であると判断された。

各毒性試験において得られた無毒性量の最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の23.1 mg/kg 体重/日であった。毒性学的 ADI については、無毒性量23.1 mg/kg 体重/日に安全係数1,000 (種差10、個体差10、慢性毒性試験及び発がん性試験を欠いていることによる追加の10)を適用することが適切と考えられ、0.023 mg/kg 体重/日と設定された。

一方、微生物学的 ADI については、現時点において国際的コンセンサスが得られている VICH 算出式に基づいて $0.18~\mu g/kg$ 体重/日と設定された。この微生物学的 ADI は、毒性学的 ADI よりも十分小さく、毒性学的安全性を担保していると考えられる。以上より、ノシヘプタイドの食品健康影響評価については、ADI として $0.18~\mu g/kg$ 体重/日を設定した。

I. 評価対象飼料添加物の概要

1. 用途

抗菌剤

2. 有効成分の一般名等

和名: ノシヘプタイド

英名: Nosiheptide

3. 化学名

CAS (56377-79-8)

英名: N-[1-(Aminocarbonyl)ethenyl]-2-[14-ethylidene-9,10,11,12,13,14, 19,20,21,22,23,24,26,33,35,36-hexadecahydro-3,23-dihydroxy-11-(1-hydroxyethyl)-31-methyl-9,12,19,24,33,43-hexaoxo-30,32-imino-8,5:18,15:40,37-trinitrilo-21,36-([2,4]-endo-thiazolomethanimino)-5H,15H,37H-pyrido[3,2-w][2,11,21,27,31,7,14,17] benzoxatetrathiatriazacyclohexatriacontin-2-yl]-4-thiazole-carboxamide

4. 分子式

 $C_{51}H_{43}O_{12}N_{13}S_{6} \\$

5. 分子量

1222.37

6. 構造式

7. 開発の経緯及び使用状況等

ノシヘプタイドは放線菌 Streptomyces actuosus が産生する抗生物質で、1961年にフランスのローヌ・プーラン社がアルゼンチンのコリエンテス地方で採取した土壌より単離したものである。ノシヘプタイドは、1個のL-スレオニン、1個のヒドロキシピリジン、5個のチアゾール環及び1個のインドール環を有するポリペプタイド系抗生物質で、各種細菌、特にグラム陽性細菌に対する優れた抗菌活性を持つほか、動物体内への吸収・移行が少ないという特徴を持っている。

日本では、ノシヘプタイドは昭和 62 年に飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)に基づき飼料添加物として指定されており、飼料に連続的に添加することにより、飼料効率が改善される等の効果が認められている。飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和 51 年農林省令第 35 号)において、ノシヘプタイドは、鶏(ブロイラーを除く。)用(幼すう用¹、中すう用²)飼料及びブロイラー用(前期用³、後期用⁴)飼料に 2.5~10 g(力価)/t、豚用(ほ乳期用⁵、子豚期用⁶)飼料に 2.5~20 g(力価)/t を添加して使用することと定められているが、産卵中の鶏並びに食用を目的としてと殺する前7日間の豚及び鶏に使用してはならないとされている。また、動物用医薬品及びヒト用医薬品としての承認はされていない。

外国においても、ノシヘプタイドは飼料添加物として使用されている。 なお、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値7が設定されている。

Ⅱ. 安全性に係る知見の概要

本評価書は、飼料添加物ノシヘプタイドの指定時の試験成績等の抄録(抜粋)をも とに毒性に関する主な知見を整理したものである。(参照 2)

1. 吸収·分布·代謝·排泄試験

(1) 投与試験(ラット)

ラット(雌雄)を用いた ¹⁴C 標識精製級ノシヘプタイド(力価不明)の単回経口投与(1.8、8.4 mg/kg 体重)試験が実施された。

投与後7日間における糞、尿及び呼気中の放射能を測定した結果、大部分(78.8~97.4%)の放射能は糞中に排泄され、尿中への排泄はごく少量(0.5~1.3%)であった。投与7日後、肝臓、腎臓、心臓、肺、脾臓、脳、筋肉(背、脚)、脂肪、腸管、毛、皮膚及びと体の放射能を測定した。全体の回収率は79.31~98.11%であった。各組織のノシヘプタイド残留は、8.4 mg/kg 体重投与群の雄ラットの

¹ ふ化後おおむね 4 週間以内の鶏用飼料

² ふ化後おおむね 4 週間を超え 10 週間以内の鶏用飼料

³ ふ化後おおむね 3 週間以内のブロイラー用飼料

⁴ ふ化後おおむね 3 週間を超え食用としてと殺する前7日までのブロイラー用飼料

⁵ 体重がおおむね 30 kg 以内の豚用飼料

⁶ 体重がおおむね 30 kg を超え 70kg 以内の豚 (種豚育成中のものを除く。) 用飼料

⁷ 平成 17 年厚生労働省告示第 499 号によって新たに定められた残留基準値

腎臓中に 0.1 ppm 検出された以外、どの組織からも有意な放射能は検出されなかった。

(2) 投与試験(鶏)

鶏 (4羽) を用いた ¹⁴C 標識精製級ノシヘプタイド (823 mg (力価)/g) の 6 日間連続経口投与 (0.127 mg (力価)/日/羽) 試験が実施された。

排泄物中の放射能を 24 時間ごとに測定した結果、6 日間での全体の回収率は 103.2~104.9%であった。最終投与 6 時間後に肝臓、腎臓、筋肉(胸、脚)及び皮膚のノシヘプタイドを測定したところ、全組織とも検出限界未満であったことから、ノシヘプタイドは鶏の消化管からほとんど吸収されないものと考えられた。

(3) 投与試験(豚)

豚(雄 2 頭、体重約 12 kg)を用い、精製級ノシヘプタイド(823mg(力価)/g)添加飼料を 9 日間給与後、¹⁴C 標識精製級ノシヘプタイドの経口投与(約 0.7 mg(力価)/kg 体重)試験が実施され、投与 24 時間後における放射能を測定した。

主要な排泄経路は糞であるが、少なくとも投与量の 50%が投与 24 時間後に腸管内に認められた。また、投与量の 0.6%が尿中に排泄された。

低レベルの ¹⁴C が組織中にみられたが、測定不可能であり、全組織中の ¹⁴C の 残留は 0.1 ppm 以下であった。

(4)残留試験(鶏)

鶏を用いた精製級ノシヘプタイド投与による残留試験が実施された(表 1)。 表 1 鶏を用いた残留試験の概要

添加期間·	飼料添加量(mg(力	試料採取	試験成績概要
種類	価)/kg 飼料)	部位	,
10 日間	0、約 12,000	筋胃、肝臓、	最終投与直後、血液を除く全て
		腎臓、心臓、	の試料で検出され、特に濃度が
採卵鶏中雛		血液、脂肪、	高かったのは、筋胃の 6.4 ppm、
(60 日齢)		胸筋、胆汁、	腸管の 18.25 ppm、腸内容物の
		脾臟、皮膚、	2,800 ppm であった。最終投与
		腸管、腸内	1 日後に検出されたのは筋胃、
	,	容物	胆汁、皮膚、腸管、腸内容物で、
			最終投与3及び5日後に検出さ
			れたのは筋腎 (0.15 及び 0.05
			ppm)、皮膚 (0.25 及び<0.025
			ppm)、腸内容物 (0.38 及び 0.06

			ppm) であった。
7週間	0、2.5 (2.3~2.6)、	胸筋、肝臓、	250 mg(力価)/kg 飼料添加群
	20 (18.0~17.6)	腎臟、心臟、	において、中間と殺時(4週齢)
ブロイラー	125(113.0~127.5),	脂肪、血液、	の筋胃に 0.068ppm、最終投与
(1週齢)	250(220.0~240.0)	筋胃	直後の脂肪に 0.029 ppm が検出
	※()内は実測値		された以外、全て検出限界
			(0.025 ppm) 未満であった。
7週間	0、100、200	肝臓、腎臓、	最終投与直後の 200 mg (力価)
		筋肉、脂肪	/kg 飼料添加群において、肝臓
ブロイラー		付皮膚	に 0.044 ppm、皮膚に 0.06
			ppm、筋肉に 0.028 ppm が検出
			され、100 mg(力価)/kg 飼料
			添加群において、腎臓及び皮膚
	-		に 0.029 ppm が検出された。
8 週間	0、2.5、20、125、	胸筋、肝臓、	中間と殺時 (4 週齡)、最終投与
	250	腎臓、心臓、	直後及び最終投与1日後の小腸
ブロイラー		脾臟、皮膚、	及び大腸を除いて、全て検出限
(0 週齢)	,	脂肪、血液、	界(0.025 ppm)未満であった。
		筋胃、小腸、	腸における残留は、内容物の粘
		大腸	膜への付着が原因と考えられ
			た。

(5) 残留試験(豚)

豚を用いた精製級ノシヘプタイド投与による残留試験が実施された(表 2)。 表 2 豚を用いた残留試験の概要

スコール たみ田 (4人) 例文				
添加期間·	飼料添加量(mg(力)	試料採取	試験成績概要	
種類	価)/kg 飼料)	部位		
1週間	0、約 11,000	筋肉、肝臟、	最終投与直後では、小腸で	
		腎臓、脾臓、	0.048 ppm、脂肪で 0.180 ppm、	
36 日齢		心臟、脂肪、	皮膚で 0.368 ppm が検出された	
		皮膚、血液、	以外、全て検出限界(0.025	
		小腸	ppm)未満であった。最終投与	
	`.		1 日後では、皮膚で 0.109 ppm、	
			脂肪で 0.038 ppm であった。	
			皮膚については、何らかの原因	
			で体表に付着したノシヘプタイ	
			ドが検出されたものと考えられ	

			T.E.
	· ·		た。
			小腸については、ノシヘプタイ
·	,		ドと直接、接触する部位であり、
	<u> </u>		採取時に十分洗浄したにもかか
			わらず、なおも残存し、検出さ
			れたものと考えられた。
6 週間	0、10、500	筋肉、肝臓、	中間と殺時(投与4週目及び6
	·	腎臟、脾臟、	週目)の 500 mg(力価)/kg 飼
36 日齢		心臟、脂肪、	料添加群で、小腸で 0.025~
	·	皮膚、血液、	0.027 ppm が検出された以外、
		小腸	全て検出限界(0.025 ppm)未
	·		満であった。
90 日間	0、10、50、250	筋肉、肝臟、	中間と殺時 (投与 45 日後) 及び
		腎臓、小腸、	最終投与直後の 250 mg(力価)
8週齡		脾臟、脂肪、	/kg 飼料添加群において、小腸
		血清	で低濃度の残留(0.038~0.301
			ppm) が見られたが、最終投与
			1 日後では検出限界(0.025
			ppm)未満となった。
112 ~ 113	0, 47.3, 194	皮膚、脂肪、	最終投与直後の全添加群におい
日間		腿筋、腰肉、	て、全て検出限界(0.025 ppm、
		肝臓、腎臓	雄の皮膚のみ 0.05 ppm) 未満で
平均 55 日			あった。
齢			

2. 急性毒性試験(マウス、ラット及び鶏)

マウス、ラット及び鶏を用いたノシヘプタイド (飼料級及び精製級) の急性毒性 試験が実施された (表 3)。ラット (雄) の皮下投与においてのみ死亡例が認められた (1/10 例) 以外に、死亡例は認められなかった。

表 3 急性毒性試験の概要

動物種	投与方法	LD ₅₀ (mg/kg)	検体の純度
マウス	経口	雄及び雌 >10,000	95.7 mg(力価)/g
	皮下	雄及び雌 >5,000	95.7 mg (力価) /g
	経口	雄及び雌 >10,000	980 mg(力価)/g
	皮下	雄 >2,500	1,086 mg(力価)/g
	腹腔内	雄 >2,500	1,086 mg(力価)/g
ラット	経口	雄及び雌 >14,000	95.7 mg(力価)/g

	皮下	雄及び雌 >5,000	95.7 mg(力価)/g
	経口	雄及び雌 >10,000	908 mg (力価)/g
	経口	雄及び雌 >13,060) 1,015 mg(力価)/g
	腹腔内	雄及び雌 >4,610	1,015 mg(力価)/g
鶏	経口	雄及び雌 >4,000	933 mg(力価)/g

3. 亜急性毒性試験

(1) 12週間亜急性毒性試験(ラット)

ラット(雌雄各 15 匹/群)を用いた精製級ノシヘプタイド (980 mg (力価)/g) の 12 週間混餌投与 (0、200、1,000、5,000 ppm 添加) による亜急性毒性試験が 実施された。

試験期間中に死亡例は認められず、各投与群とも健康状態は良好であった。

5,000 ppm 投与群の雄にごくわずかな体重減少、1,000 ppm 投与群の雌にごくわずかな体重増加が認められた。病理学的検査では、1,000 ppm 投与群の雌に肝臓重量の減少が認められたが、飼養試験成績、臨床検査所見及び病理学的所見では、5,000 ppm 以下の添加量において、ノシヘプタイドに起因すると考えられる異常は認められなかった。

(2) 13 週間亜急性毒性試験(マウス)

マウス (Crj: CD·1 (ICR) 系、雌雄各 12 匹/群) を用いた飼料級ノシヘプタイド (89.2 mg (力価)/g) の 13 週間混餌投与 (0、2,000、10,000、50,000 ppm 添加) による亜急性毒性試験が実施された。

各投与群の一般状態に異常はなく、死亡例も認められなかった。

2,000 ppm 以上投与群の雌及び 50,000 ppm 投与群の雄に飲水量の増加が認められたが、体重及び摂餌量に対する影響は認められなかった。飲水量の増加については、その程度が軽度であるとともに、血液学的検査及び血液生化学的検査でも異常は認められなかったことから、マウスに対してのどの渇きを引き起こすような飼料級ノシへプタイドの特異臭によるものと考えられた。

また、飲水量の増加が認められた投与群を含めて、尿検査、血液学的検査、血液生化学的検査、剖検、臓器重量、病理組織学的検査の結果、ノシヘプタイドの投与に起因する影響は認められなかった。

(3) 13週間亜急性毒性試験(ラット)

ラット (Crj: CD (SD) 系、雌雄各 10 匹/群) を用いた飼料級ノシヘプタイド (89.2 mg (力価)/g) の 13 週間混餌投与 (0、2,000、10,000、50,000 ppm 添加) による亜急性毒性試験が実施された。

各投与群の一般状態に異常はなく、投与に起因する死亡例も認められなかった。

体重、摂餌量及び飲水量についても、投与による影響は認められず、むしろ 50,000ppm 投与群の摂餌量は対照群よりも多く、特に雌では体重増加が対照群を上回った。

投与量と相関のあった変化は、血清総タンパクの低下(2,000 及び 10,000 ppm 投与群の雌、50,000 ppm 投与群の雌雄)、A/G 比の上昇(10,000 及び 50,000 ppm 投与群の雄)であった。血清総タンパクの低下については、血液学的検査等(赤血球数、ヘマトクリック値及びヘモグロビン値)の値に異常が認められないことから、血液希釈によるものではないと考えられた。また、A/G 比の上昇は背景データの範囲内であり、偶発的なものと考えられた。

剖検や器官重量においては、投与に起因する変化は認められなかった。

病理組織学的検査では、50,000 ppm 投与群の雄 1 例に肝臓の好酸性細胞小増殖巣が認められたが、それ以外に投与に起因する変化は認められなかった。

(4)6ヶ月間亜急性毒性試験(イヌ)

イヌ (純系ビーグル種、雌雄各 4 匹/群) を用いた精製級ノシヘプタイド (937 mg (力価)/g) の 6 τ 月間反復経口投与 (0、9.4、46、234 mg (力価)/kg 体重) による亜急性毒性試験が実施された。

投与群及び対照群の平均体重と摂餌量は、試験期間を通じてほぼ同様であり、 死亡例も認められなかった。一般臨床上の観察では、46 mg (力価) /kg 体重投与 群と 234 mg (力価) /kg 体重投与群に、黄色糞便の排泄がときおり認められたが、 その他の臨床徴候は認められなかった。

剖検所見では、9.4 mg(力価)/kg 体重投与群の雄1例に肺の肉芽腫、46 mg(力価)/kg 体重投与群の雌1例に眼瞼の瞬膜におけるリンパ様組織の肥厚が認められたが、投与量との相関性はなく、その他の変化も認められなかった。

臓器重量では、9.4 mg (力価) /kg 体重投与群の雄の精巣、46 mg (力価) /kg 体重投与群の雄の腎臓、46 mg (力価) /kg 体重投与群の雌の卵巣、肝臓及び子宮における相対重量の増大、46 mg (力価) /kg 体重投与群の雌の甲状腺における絶対重量の減少が認められたが、投与量との相関性がないことから、投与による影響とは考えられなかった。また、組織学的検査では、腎臓、肝臓及び前立腺の間質に限局性の単球細胞の浸潤が認められたが、投与量との相関性はなかった。また、腫瘍は認められなかった。

以上のことから、ノシヘプタイドの 234 mg(力価)/kg 体重以下の投与について、イヌに対する毒性影響は認められなかった。

4. 慢性毒性試験及び発がん性試験

慢性毒性試験及び発がん性試験は実施されていない。

5. 生殖発生毒性試験

(1) 発生毒性試験(マウス)

マウス (ICR 系、雌 25 匹/群) を用いて妊娠 6~15 日目に精製級ノシヘプタイド (965 mg (力価)/g) の強制経口投与 (0、193、965、4,825 mg (力価)/kg 体重) による発生毒性試験が実施された。

母動物については、193 mg (力価) /kg 体重以上の投与群では、胎盤重量に軽度ではあるが有意な減少が認められたが、用量依存性は認められず、偶発的な変化であると考えられた。また、193 mg (力価) /kg 体重投与群では、母体重、摂餌量及び飲水量に対する影響は認められなかった。965 mg (力価) /kg 体重投与群では、母体重及び摂餌量に影響は認められなかったが、飲水量が投与7日後まで有意に増加した。4,825 mg (力価) /kg 体重投与群では、母体重が投与8~10日後まで有意に低下したほか、対照群と比較して、飲水量の増加、子宮重量の減少について、有意差が認められた。

胎児については、4,825 mg (力価) /kg 体重投与群で、生存児数が対照群と比較して有意に少なかった。また、頚肋骨の出現率が 965 及び 4,825 mg (力価) /kg 体重投与群で有意に高く、用量依存性の傾向を示したが、外表、内臓及び骨格の異常については、投与群と対照群との間で差が認められなかった。

以上のことから、本試験におけるノシヘプタイドの NOAEL は 193 mg (力価) /kg 体重/日と考えられた。

(2) 発生毒性試験(ラット)

① ラット(雌 25 匹/群)を用いて妊娠 5~15 日目に精製級ノシヘプタイド(力 価不明)の強制経口投与(0、50、150、450 mg/kg 体重)による発生毒性試験が実施された。

母動物については、投与期間中の死亡例はなく、投与に起因すると考えられる影響は認められなかった。

胎児については、投与群における胚・胎児毒性及び奇形の発生は認められなかった。

以上のことから、本試験におけるノシヘプタイドの NOAEL は本試験の最高 用量である 450 mg/kg 体重/日と考えられた。

② ラット (Crj: CD (SD) 系、雌 24 匹/群) を用いて妊娠 7~17 日目に飼料級 ノシヘプタイド (77.0 mg (力価)/g) の強制経口投与 (0、15.4、46.2、154 mg (力価)/kg 体重) による発生毒性試験が実施された。

母動物については、投与群において初期に摂餌量の減少が認められたが、体重は対照群と同様に増加し、一般状態や飲水量にも影響は認められなかった。 剖検では、46.2 及び 154 mg(力価)/kg 体重投与群の 2 及び 3 例に盲腸の膨満が認められた。一般に抗生物質の投与により腸内細菌叢が変化し、盲腸が膨

満する場合がある。しかし、肉眼所見では内容物の充満による膨満であり、ガスの貯留や出血等の異常は認められていないこと、発生頻度が低いこと、亜急性毒性試験等において同様な症状が認められていないことから、毒性学的意義は乏しいものと考えられた。また、卵巣及び子宮内胚児の検査では、15.4 mg (力価)/kg 体重投与群において着床前胚死亡率に有意な増加が認められたが、黄体数、着床数、生存胎児数、死亡胚数、生存胎児体重及び性比のいずれについても、投与の影響を示唆する変化は認められなかった。

胎児については、154 mg (力価) /kg 体重投与群で観察された下顎の奇形、 迷走右鎖骨下動脈及び肋骨欠損は、自然発生的にもみられる所見であり、発現 数も 1~2 例とごく少数であることから、投与に起因する影響ではないと考え られた。その他、外表、内臓及び骨格検査で認められた様々な変異及び奇形に ついては、用量依存性がなく、同系統ラットにおいて自然発生の範囲内である ことから、投与とは関係のない変化であると考えられた。また、骨化進行度に おいても投与による影響を示唆する変化は認められなかった。

以上のことから、本試験におけるノシへプタイドの NOAEL は本試験の最高 用量である 154 mg (力価) /kg 体重/日と考えられた。

(3) 発生毒性試験(ウサギ)

ウサギ (日本白色種、雌 12 匹/群) を用いて妊娠 $6\sim18$ 日目に飼料級ノシヘプタイド (77.0 mg (力価)/g) の強制経口投与 (0、3.85、23.1、154 mg (力価)/kg 体重)による発生毒性試験が実施された。

母動物については、一般状態における投与による毒性学的な影響は認められなかった。23.1 mg(力価)/kg 体重投与群で4例、154 mg(力価)/kg 体重投与群で8例において、赤褐色尿が妊娠11日目から認められたが、妊娠22日目までに消失した。これは、排尿直後の尿色調は通常の黄白色を呈していたが、時間の経過(数分)とともに赤褐色に変色するというものであった。摂餌量及び飲水量については、154 mg(力価)/kg 体重投与群で妊娠9日目に減少したが、妊娠15日目及び12日目以降はそれぞれ対照群と同様に推移した。妊娠9日目以降の154 mg(力価)/kg 体重投与群において、有意差はないものの、体重の増加抑制傾向が認められ、投与の影響が示唆された。また、早産動物が妊娠28~29日目に対照群において2例、3.85及び154 mg(力価)/kg 体重投与群において各1例認められた。これらの早産動物は、いずれも妊娠後期から摂餌量の減少又は無摂餌が認められており、妊娠中のウサギは摂餌量の著しい減少による流産が知られていること及び早産動物が対照群にも認められていることから、投与に起因したものではないと考えられた。

胎児については、死亡あるいは吸収胚(胎児)の発現率や、同腹児数に差が認められないことから、投与による胎児致死作用はないものと考えられた。外表及び内臓検査では、奇形は認められなかった。骨格検査においても、胸骨分節の癒

合は23.1 及び154 mg (力価) /kg 体重投与群の各 1 例に認められただけであり、 投与による奇形の誘発は認められなかった。また、内臓及び骨格の変異について も、投与による増加は認められなかった。

以上のことから、本試験におけるノシヘプタイドの NOAEL は、母動物については $23.1 \,\mathrm{mg}$ (力価)/kg 体重/日、胎児については本試験の最高用量である $154 \,\mathrm{mg}$ (力価)/kg 体重/日と考えられた。

6. 遺伝毒性試験

ノシヘプタイドの遺伝毒性に関する in vitro 及び in vivo 試験の結果は表 4 のとおりであり、全て陰性であった。

他に、ノシヘプタイドは、雄マウス (CD 系) 及び *Salmonella typhimurium* (TA1535、TA1538) を用いた宿主経由試験においても陰性であった。

表 4 遺伝毒性試験の概要

試験	対象	, 用量等	結果
復帰突然変異	S. typhimurium	精製級ノシヘプタイド (965	陰性
試験	TA98、TA100、TA1535、	mg(力価)/g): 3.86~482.5	
(in vitro)	TA1538	μg (力価) /plate	
	·	(965 µg (力価) /plate で供	,
		試菌株の生育阻害)	
小核試験	ICR 系マウス骨髄細胞	飼料級ノシヘプタイド (89.2	陰性
(in vivo)		mg (力価) /g):0、44.6、89.2、	
		178.4 mg(力価)/kg 体重	
		(投与 18、24、30 時間後に	
		標本作成)	
小核試験	マウス多染性赤血球	精製級ノシヘプタイド (947	陰性
(in vivo)		mg(力価)/g): 1,183.8、	
		2,367.5、4,735 mg (力価) /kg	
		体重	
		(2日間強制経口投与)	

7. その他の試験

(1) 飼養試験(鶏)

① ブロイラー (アーバーエーカー種、雌雄各 12 羽/群) を用いた飼料級ノシヘ プタイド (89.2 mg (力価)/g) の混餌投与 (0、50、100 mg (力価)/kg 飼料 添加) による餌付けから 56 日間の飼養試験が実施された。

体重は雌雄ともに添加群で多い傾向であり、特に雄では、50 mg (力価)/kg 飼料添加群の各測定時点、100 mg (力価)/kg 飼料添加群の投与 56 日時点に おいて有意に高かった。増体重は、対照群と比較して、雄で8~9%、雌で3~5%の増加を示した。

添加群のみにおける一般状態の異常例は、関節障害による脚弱(50 mg(力価)/kg 飼料添加群の雌 2/12 例、100 mg(力価)/kg 飼料添加群の雌 1/12 例)、主に腹水症によると考えられた腹部膨満(100 mg(力価)/kg 飼料添加群の雄 1/12 例)、沈鬱(50 mg(力価)/kg 飼料添加群の雄 1/12 例)、筋胃のびらん又は潰瘍を伴ったそ嚢拡張及び脚弱(50 mg(力価)/kg 飼料添加群の雌 1/12 例、100 mg(力価)/kg 飼料添加群の雄 1/12 例)であった。しかし、これらの症状はブロイラーに自然発生的にみられること、発生数がごく少数であること、添加群間で発生率に用量依存性が認められないことから、投与とは無関係な偶発所見と考えられた。

臨床病理学的検査所見では、50 mg (力価) /kg 飼料添加群の雌雄において、血糖値の軽度な増加が認められたが、その他の変化は認められず、生理的変動の範囲内であると考えられた。

病理学的検査では、対照群及び添加群の雌に肝臓の黄色化が散見されたが、 高栄養のブロイラーでみられる軽度の脂肪肝であると考えられた。

② ブロイラー (Pilch-Vantress 系、雌雄各 100 羽/群) を用いた精製級ノシヘプタイドの混餌投与 (0、6、29、63、109、224 mg (力価) /kg 飼料添加) による 0~8 週齢までの飼養試験が実施された。

試験中に死亡した個体及び試験終了後にと殺した個体のいずれにおいても、 異常な所見は認められず、添加群における増体重、飼料効率等が対照群と比較 して有意に増加した。

③ ブロイラー (アーバーエーカー種、雌雄各 15 羽/群) を用いた精製級ノシへ プタイドの混餌投与 (0、2.5、20、125、250 mg (力価) /kg 飼料添加) による 1~8 週齢までの飼養試験が実施された。

臓器重量、血液検査及び解剖所見においても、異常は認められず、育成率及 び増体重はともに対照群以上であった。

(2)飼養試験(豚)

① 豚(体重約20 kg、雌及び去勢雄各2頭/群)を用いた精製級ノシヘプタイド (855 mg(力価)/g)の混餌投与(0、約17,000 mg(力価)/kg 飼料添加)による22日間(投与前の予備期間(7日間)、投与期間(7日間)、投与後の回復期間(8日間))の飼養試験が実施された。

添加群と対照群の飼料効率に差は認められなかったほか、異常行動や下痢などの異常も示さず、投与による毒性は認められなかった。添加群において、糞が濃黄色の変色を示したが、この変色は次第に消失した。

② 豚(LW×Dの3元交配種、36日齢、対照群:雌雄各2頭、添加群:雌雄各4頭/群)を用いた精製級ノシヘプタイド(10 mg(力価)/gに調製したもの)の混餌投与(0、10、500 mg(力価)/kg飼料添加)による6週間の飼養試験が実施された。

添加群の発育成績は対照群よりも優れており、臨床上の異常も観察されなかった。また、剖検でも、添加群及び対照群において異常は認められなかった。

③ 豚(LW系、雄5頭/群)を用いた飼料級ノシヘプタイド(89.2 mg(力価)/g)の混餌投与(0、100、200 mg(力価)/kg 飼料添加)による 13 週間の飼養試験が実施された。

投与期間における一般状態の異常は認められなかった。

投与による影響としては、投与 49 日後の血液生化学的検査において、添加 群の尿素窒素量が対照群と比較して有意な高値を示し、用量依存性が認められ た。尿素窒素量の上昇は、一般的に腎臓の障害に伴って認められるが、両添加 群のいずれの時点においても、腎臓障害に伴って発現する血液生化学的な異常 値(クレアチニン、ナトリウム、カリウム、カルシウム及びクロールの量)が 認められなかったほか、投与終了時には添加群と対照群で有意差が認められな かった。一般的に、尿素窒素量は豚の加齢に従って上昇する傾向があるが、投 与期間の前半に、添加群では対照群に比較して急速な増体が認められたことか ら、添加群の尿素窒素量が対照群より早期に上昇したという可能性が考えられ た。また、添加群の発育は全試験期間を通じて対照群とほぼ同様に良好であっ た。

④ 豚 (ヨークシャー種、雌雄各 4 頭/群) を用いた精製級ノシヘプタイド (22 mg (力価)/g に調製したもの) の混餌投与 (0、8.5、47.3、194 mg (力価)/kg 飼料添加) による 16 週間の飼養試験が実施された。

47.3 mg (力価) /kg 飼料添加群における血糖の減少、8.5 及び 194 mg (力価) /kg 飼料添加群における白血球数の増加、47.3 及び 194 mg (力価) /kg 飼料添加群における好酸球比率の増加について、各群間に有意差が認められた。 臓器重量では、添加群における肝臓相対重量及び脳下垂体相対重量について、有意な減少が認められた。 剖検所見及び病理組織学的検査の結果、投与に起因すると考えられる病変は認められなかった。

8. その他の知見

(1) 皮膚等に対する刺激性について

① 雄ウサギ(日本白色種)の背部皮膚に対する飼料級ノシヘプタイド投与による皮膚一次刺激性を検討したところ、皮膚に一過性の軽度な刺激反応が 1/6 例

に認められた。

- ② ウサギの背部皮膚に対する精製級ノシヘプタイド投与による局所毒性を検討 したところ、皮膚に黄色の着色が認められた以外、異常は観察されなかったこ とから、ノシヘプタイドはウサギに対し皮膚刺激性がないものと考えられた。
- ③ 雄ウサギの結膜及び性器粘膜に対する精製級ノシヘプタイドの皮膚刺激性を 検討したところ、その刺激性は小さかった。
- ④ 雄ウサギ(日本白色種、非洗眼群 6 匹、洗眼群 3 匹)を用いた飼料級ノシヘプタイド投与による眼一次刺激性を検討した。両群ともに、結膜の発赤や浮腫等の症状が認められたが、投与 48 時間後には消失した。両群を比較して症状の程度に明らかな差は見られず、洗眼の有効性は認められなかった。

また、一般状態及び体重については、飼料級ノシヘプタイドの投与による変化は認められなかった。

以上のことから、飼料級ノシヘプタイド投与はウサギの眼に一過性の眼刺激 反応を示すと考えられた。

(2) 皮膚感作性について

- ① モルモット (Hartley 系、30 匹) を用いた飼料級ノシヘプタイドの皮膚感作性試験を実施した。投与群及び対照群において、投与部位に皮膚の陽性反応は認められず、飼料級ノシヘプタイドは皮膚感作性を示さないと考えられた。
- ② モルモットを用いた耳-脇腹法による精製級ノシヘプタイドの皮膚感作性試験を実施したところ、精製級ノシヘプタイドは極めて弱い感作性を示すと考えられた。

9. 微生物学的影響に関する試験

(1) 臨床分離菌に対する最小発育阻止濃度 (MIC) (参照3)

平成 18 年度食品安全確保総合調査;動物用抗菌性物質の微生物学的影響調査 (平成 18 年 9 月~平成 19 年 3 月実施) において、ヒト臨床分離株等に対するノ シヘプタイドの約 5×106 CFU/spot における MIC が調べられている (表 5)。

表 5 ノシヘプタイドの MIC

		最小発育阻止濃度(μg/mL)	
菌名	株数	Nosiheptide	
		MIC50	範囲
通性嫌気性菌			

Escherichia coli	30	>128	>128
Enterococcus sp.	30	≦0.06	≦0.06
嫌気性菌			
Bacteroides sp.	30	32	4~64
Fusobacterium sp.	20	>128	>128
Bifidobacterium sp.	30	≦0.06	≦0.06~0.25
Eubacterium sp.	20	0.12	≦0.06~0.25
Clostridium sp.	30	>128	>128
Peptococcus sp./Peptostreptococcus sp.	30	0.12	≦0.06~0.25
Prevotella sp.	20	0.5	0.12~1
Lactobacillus sp.	30	≦0.06	≦0.06~0.5
Propionibacterium sp.	30	>128	>128

調査された菌種のうち、最も低い MIC₅₀ が報告されているのは *Enterococcus* sp.、*Bifidobacterium* sp.及び *Lactobacillus* sp.の \leq 0.06 μ g/mL であり、MICcalc⁸ は 0.000048 μ g/mL であった。

Ⅲ. 食品健康影響評価

1. 毒性学的 ADI について

ノシヘプタイドは慢性毒性試験及び発がん性試験が実施されていないが、生体に とって特段問題となる遺伝毒性を示さないと考えられることから、ADIを設定する ことが可能であると判断された。

毒性試験において、最も用量の低いところで投与の影響が認められたと考えられる指標は、ウサギを用いた発生毒性試験における母動物の摂餌量及び飲水量の減少、体重増加抑制で、NOAEL 23.1 mg/kg 体重/日であった。

ADI の設定に当たっては、この NOAEL 23.1 mg/kg 体重/日に、安全係数 1,000 (種差 10、個体差 10、慢性毒性試験及び発がん性試験を欠いていることによる追加の 10) を適用するのが適切と考えられ、毒性学的 ADI は 0.023 mg/kg 体重/日と設定された。

2. 微生物学的 ADI について

VICH ガイドラインに基づく新たな試算を行うに足る詳細な知見が、平成 18 年度 食品安全確保総合調査(動物用抗菌性物質の微生物学的影響調査)で得られており、 この結果から国際的コンセンサス⁹が得られている手法により微生物学的 ADI を算 出することができる。

ノシヘプタイドの MICcalc に 0.000048 mg/mL、結腸内容物 220 g、細菌が暴露さ

⁸ 試験薬に活性のある最も関連のある属の平均 MIC50の 90 %信頼限界の下限値

⁹ 国内の動物用医薬品の承認申請についても、2006年3月より VICH ガイドラインが採用されている。

れる分画に 100%、ヒト体重に 60 kg を適用し、VICH の算出式に基づいて微生物 学的 ADI を算出した場合、下記の通りとなる。

$$ADI = \frac{0.000048^{*1} \text{ (mg/mL)} \times 220^{*2} \text{ (mL)}}{1.0^{*3} \times 60 \text{ (kg)}} = 0.000176$$

$$= 0.00018 \text{ (mg/kg 体重/日)}$$

*1: 試験薬に活性のある最も関連のある属の平均 MIC50の 90 %信頼限界の下限値

*2:結腸内容物

*3:動物に対する投与試験の結果から、ノシヘプタイドの大部分が糞中より排泄されることから、 腸内細菌叢が暴露される分画としての係数を 1.0 とする

3. ADI の設定について

微生物学的 ADI($0.00018 \, mg/kg$ 体重/日)は、毒性学的 ADI($0.023 \, mg/kg$ 体重/日)よりも十分小さく、毒性学的な安全性を担保していると考えられることから、ノシヘプタイドの残留基準を設定するに際しての ADI としては、 $0.18 \, \mu g/kg$ 体重/日と設定することが適当であると考えられる。

4. 食品健康影響評価

以上より、ノシヘプタイドの食品健康影響評価については、ADIとして次の値を 採用することが適当と考えられる。

暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認する こととする。

<別紙1 検査値等略称>

略称	名称
ADI	一日摂取許容量
A/G 比	アルブミン/グロブリン比
LD_{50}	半数致死量
MIC	最小発育阻止濃度
NOAEL	無毒性量
VICH	動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議

<参照>

- 1 食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部を改正する 件(平成 17 年 11 月 29 日付、平成 17 年厚生労働省告示第 499 号)
- 2 コーキン化学株式会社, 飼料添加物 ノシヘプタイドの試験成績等の抄録(抜粋)
- 3 平成 18 年度食品安全確保総合調査:動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査

ノシヘプタイド (案)

1. 概要

(1) 品目名: ノシヘプタイド(Nosiheptide)

(2) 用途: 豚及び鶏の飼料効率の改善

ノシヘプタイドは放線菌Streptomyces actuosusより産出されるポリペプチド系抗生物質であり、飼料添加で連続的に投与することにより、家畜及び家禽の成長を促進し飼料効率を改善するなどの効果が認められている。日本では昭和62年に飼料添加物として指定されており、海外でも韓国及び台湾で使用が認められている。

今般の残留基準の設定については、厚生労働大臣よりノシヘプタイドについて食品中の残留基準の設定に係る意見聴取がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことによるものである。

(3) 化学名:

CAS 56377-79-8

 $N-[1-(A\minocarbony1)\ etheny1]-2-[14-ethy1idene-9, 10, 11, 12, 13, 14, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 26, 33, 35, 36-hexadecahydro-3, 23-dihydroxy-11-(1-hydroxyethy1)-31-methy1-9, 12, 19, 24, 33, 43-hexaoxo-30, 32-imino-8, 5:18, 15:40, 37-trinitri1o-21, 36-([2, 4]-endo-thiazolomethanimino)-5H, 15H, 37H-pyrido[3, 2-w][2, 11, 21, 27, 31, 7, 14, 17] benzox atetrathiatriazacyclohexatriacontin-2-y1]-4-thiazole-carboxamide$

(4) 構造式及び物性

分 子 式: C₅₁H₄₃O₁₂N₁₃S₆

分 子 量:1222.37

常温における性状: 黄褐色~暗褐色の粉末又は粒子

融点(分解点):310~320℃

溶解性:シクロヘキサンにやや溶けやすく、エタノールに極めて溶けにく

く、水にほとんど溶けない。

(5) 適用方法及び用量

本剤の適用方法及び用量は以下の通りである。

対象動物及	使用禁止期間等	
鶏 (ブロイラーを除く。) 用 (幼すう用・中すう用)	飼料 1t 当たり 2.5~10g (力価)	産卵中の鶏、食用を目的として屠殺する前7日間の豚及び鶏に使
ブロイラー用(前期用・後期用)	飼料 1t 当たり 2.5~20g (力価)	用してはならない

2. 対象動物における分布、代謝

①鶏における投与試験

鶏(4 羽)を用いた¹℃標識精製級ノシヘプタイド(823mg(力価)/g)の 6 日間連続経口投与(0.127mg(力価)/日/羽)試験が実施された。

排泄物中の放射能を24時間ごとに測定した結果、6日間での全体の回収率は103.2~104.9%であった。最終投与6時間後に肝臓、腎臓、筋肉(胸、脚)及び皮膚のノシヘプタイドを測定したところ、全組織とも検出限界未満であったことから、ノシヘプタイドは鶏の消化管からほとんど吸収されないものと考えられた。

②豚における投与試験

豚(雄2頭、体重約12kg)に精製級ノシヘプタイド(823mg(力価)/g)添加飼料を9日間 投与した後、⁴C標識精製級ノシヘプタイドの経口投与(約0.7mg(力価)/kg体重)試験が 実施された。

主要な排泄経路は糞であるが、少なくとも投与量の50%が投与24時間後にも腸管内に認められた。また、投与量の0.6%が尿中に排泄された。

低レベルの¹⁴Cが組織中にみられたが、測定不可能な量であった。また、全組織中の¹⁴C の残留は 0. 1ppm以下であった。

3. 対象動物における残留試験結果

(1) 分析の概要

① 分析対象化合物:ノシヘプタイド

② 分析法の概要:

90%エタノール・4号緩衝液による抽出を行った後にn-ブタノールを加え蒸発乾固

を行い、15%アセトン・4 号緩衝液に溶かし試料としている。定量は Staphylococcus aureus を試験菌とする重層穿孔寒天平板法の微生物学的検定法により行われている。 (検出限界: 0.025ppm)

(2) 組織における残留

① ニワトリ (ブロイラー初生雌ヒナ 150 羽) にノシヘプタイドを 8 週間飼料添加して投与 (0、2.5、20、125、250ppm の 5 群 各 30 羽) し、4 週後 (中間殺) および投与終了の 0、12、24 時間後、3 日、7 日後の胸筋、脂肪、肝臓、腎臓、小腸における残留濃度を確認した。結果を表 1 に示す。

表1 ニワトリにノシヘプタイドとして 0~250ppm を飼料添加して投与した際の食用組織中の 残留濃度 (ppm)

	/人田100人					(bbiit)
試験群	採材時期			試料		
孙杨大位于	1木竹时划	胸筋	脂肪	肝臓	腎臓	小腸
	4週後(中間殺)				_	_
	投与終了後 0時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
≯⊦∕₽π Υ	12 時間			_	_	
対象群	24 時間		_	_		_
	3 日	*		*****	_	_
	7日		_	_		
	4週後(中間殺)	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
	投与終了後 0時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
2.5ppm群	12 時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	_
Z. appili #F	24 時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
	3 日	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
	7 日	_	_	_		<0.025
	4週後(中間殺)	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
	投与終了後 0時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0. 025	<0.025
20ppm群	12 時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	_
ZUPPIII 167	24 時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
	3 月	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
	7日				_	<0.025
	4週後(中間殺)	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	0.098, 0.068
	投与終了後 0時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	0.026, 0.034
125ppm 群	12 時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	
149ppiii #+	24 時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
	3 月	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
	7 日	_		_		<0.025
	4週後(中間殺)	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	0. 122, 0. 143
	投与終了後 0時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	0. 126, 0. 123
250ppm 群	12 時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	_
∠JUppili #∓	24 時間	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
	3 月	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025
	7日	_	_			<0.025

② ブタ (8 週齢 27 頭) にノシヘプタイドを 90 日間飼料添加して投与 (0、10、50、250ppm の 4 群 対照群 3 頭・他各 8 頭) し、45 日後 (中間屠殺) 及び投与終了の 0、1、3 日後の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓、小腸における残留濃度を確認した。結果を表2 に示す。

表 2 ブタにノシヘプタイドとして 0~250ppm を飼料添加して投与した際の食用組織中の残留 濃度 (ppm)

	10000					(bbit)		
試験群	採材時期	試料						
产人的火作	1木(4) 时势1	筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	小腸		
	45 日後(中間殺)	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025		
対象群	投与終了後 0日		_	_	_			
刈外杆	1日			_		_		
	3 日	_	_	<u>-</u>		 .		
	45 日後(中間殺)	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025		
10mm #¥	投与終了後 0日	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025		
10ppm群	1日	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025		
	3 日	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025		
	45 日後(中間殺)	·<0. 025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025		
50ppm群	投与終了後 0日	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025		
OODDIII 44+	. 1日	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025		
	3 日	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025		
	45 日後(中間殺)	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025, 0.077,		
	40 日後(下開校)	(0.025	\0. 025	\0, 025	\0.025	0. 085, 0. 247		
250ppm 群	 投与終了後 0日	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	0. 027, 0. 038,		
Zoohhiii #+	1人工作1人人口	\0.025	\0.023	\0.020	\0.020	0. 261, 0. 301		
	1日	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025		
	3 日	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025	<0.025		

4. 許容一日摂取量(ADI)評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第2項の規定に基づき、平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912008号により、食品安全委員会委員長あて意見を求めたノシヘプタイドに係る食品健康影響評価について、以下のとおり示されている。

① 毒性学的 ADI について

ノシヘプタイドは慢性毒性試験及び発がん性試験が実施されていないが、生体にとって 特段問題となる遺伝毒性を示さないと考えられることから、ADI を設定することが可能で あると判断された。

毒性試験において、最も用量の低いところで投与の影響が認められたと考えられる指標は、ウサギを用いた発生毒性試験における母動物の摂餌量及び飲水量の減少、体重増加抑制で、NOAEL23. Img/kg 体重/日であった。

ADI の設定に当たっては、この NOAEL23. 1mg/kg 体重/日に、安全係数 1,000 (種差 10、個体差 10、慢性毒性試験及び発がん性試験を欠いていることによる追加の 10) を適用するの

が適切と考えられ、 毒性学的 ADI は 0.023mg/kg 体重/日と設定された。

② 微生物学的 ADI について

VICH ガイドラインに基づく新たな試算を行うに足る詳細な知見が、平成 18 年度食品安全確保総合調査(動物用抗菌性物質の微生物学的影響調査)で得られており、この結果から国際的コンセンサスが得られている手法により微生物学的 ADI を算出することができる。 ノシヘプタイドのMIC_{calc}に 0.000048mg/mL、結腸内容物 220g、細菌が暴露される分画に100%、ヒト体重に 60kgを適用し、VICHの算出式に基づいて微生物学的ADIを算出した場合、下記の通りとなる。

ADI =
$$\frac{0.000048^{*1} (mg/mL) \times 220^{*2} (mL)}{1.0^{*3} \times 60 (kg)} = 0.000176$$
$$= 0.00018 (mg/kg 体重/日)$$

*1:試験薬に活性のある最も関連のある属の平均MIC50の90%信頼限界の下限値

*2:結腸内容物

*3:動物に対する投与試験の結果から、ノシヘプタイドの大部分が糞中より排泄されることから、腸内細菌叢が暴露される分画としての係数を1.0とする。

③ ADI の設定について

微生物学的 ADI (0.00018 mg/kg 体重/日) は、毒性学的 ADI (0.023 mg/kg 体重/日) よりも十分小さく、毒性学的な安全性を担保していると考えられることから、ノシヘプタイドの残留基準を設定するに際しての ADI としては、 $0.18 \,\mu\,g/kg$ 体重/日と設定することが適当であると考えられる。

④ 食品健康影響評価

以上より、ノシヘプタイドの食品健康影響評価については、ADI として次の値を採用することが適当と考えられる。

ノシヘプタイド 0.18 μ g/kg 体重/日

5. 諸外国における使用状況等

米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランドを調査したところ承認はされていない。 なお、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)において評価はされていない。(平成 21年7月現在)

6. 基準値案

(1) 残留の規制対象: ノシヘプタイド

(2) 基準値案

別紙1のとおりである。

(3) AD I比

各食品において基準値(案)の上限まで本剤が残留したと仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大摂取量(TMDI))の ADI に対する比は、以下のとおりである。

	TMDI/ADI (%)
国民平均	17. 7
幼小児(1~6歳)	45. 2
妊婦	17. 1
高齢者(65歳以上)*	17. 4

^{*} 高齢者については畜水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

なお、詳細の暴露評価については、別紙2のとおりである。

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(暫定基準)が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

(別紙1)

<u>ノシヘプタイド</u>

食品名	基準値 (案)	基準値(案) 基準値現行		残留試験成績			
жигд	ppm	ppm	休薬期間	参照値	試験日		
豚の筋肉	0. 03	0.03	7日	〈0.025(2.5倍量)	3 日		
豚の脂肪	0.03	0. 03	7日	〈0.025 (2.5倍量)	3 日		
豚の肝臓	0.03	0. 03	7日	<0.025 (2.5倍量)	3 日		
豚の腎臓	0. 03	0.03	7日	〈0.025 (2.5倍量)	3 日		
豚の食用部分*1、2	0.03	0. 03	7日	〈0.025(2.5倍量)	3 日		
鶏の筋肉	0.03	0, 03	7日	〈0.025(2 倍量)	3 日		
鶏の脂肪	0.03	0.03	7日	〈0.025(2 倍量)	3 日		
鶏の肝臓	0.03	0.03	7日	<0.025 (2 倍量)	3 日		
鶏の腎臓	0.03	0.03	7日	〈0.025(2 倍量)	3 日		
鶏の食用部分*1、2	0. 03	0. 03	7日	<0.025 (2 倍量)	3 日		

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

^{*1:}食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臟及び腎臟以外の部分をいう。

^{*2:}小腸の残留試験の結果を参考とした。

(別紙2)

ノシヘプタイドの推定摂取量(単位: μg/人/日)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6 歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者**((65 歳以上) TMDI
豚の筋肉	0.03	1. 1*2	0.7*2	1. 2*2	1. 1*2
豚の脂肪	0. 03	1.1	0. 7	1. 2	1. 1
豚の肝臓	0. 03	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0. 03	0.0	0*3	0.0	0.0
豚の食用部分*1	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の筋肉	0. 03	0.6	0.6	0. 4	0.6
鶏の脂肪	0.03	0.6	0.0	0. 4	0.0
鶏の肝臓	0. 03	0.0	0.0	0. 1	0.0
鶏の腎臓	0. 03	0*3	0*3	0*³	0*3
鶏の食用部分	0. 03	0.0	0.0	0.0	0.0
計		1.7	1. 3	1. 7	1. 7
ADI 比 (9	%)	17. 7	45. 2	17. 1	17. 4

TMDI:理論最大1日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)

*1:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいい、豚について小腸、鶏について肝臓を参照とした。

*2:筋肉(脂肪)の基準値×筋肉及び脂肪の摂取量

*3:摂取量データがないため、推定摂取量は「0」とした。

*4: 高齢者については畜水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

(参考)

これまでの経緯

平成20年 9 月12日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係 る食品健康影響評価について要請 平成20年 9 月25日 第255回食品安全委員会(要請事項説明) 平成20年11月14日 第28回肥料・飼料等専門調査会 平成21年 2 月19日 食品安全委員会における食品兼好影響評価(案)の公表 平成21年 6 月25日 第291回食品安全委員会(報告) 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣へ通知 平成21年 7 月22日 薬事・食品衛生審議会へ諮問 平成21年 7 月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授 生方 公子 北里大学北里生命科学研究所病原微生物分子疫学研究室教授 ○ 大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所副所長 尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 加藤 保博 財団法人残留農薬研究所理事 斉藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授 佐々木 久美子 元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長 志賀 正和 元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長 九五 田豊 実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授 松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長 山内 明子 日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長 山添 康 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授 吉池 信男 青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授 由田 克士 国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査プロジェクト リーダー

鰐渕 英機

大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○: 部会長)

(答申案)

ノシヘプタイド

食品名	残留基準値ppm
豚の筋肉	0.03
豚の脂肪・	0.03
豚の肝臓	0. 03
豚の腎臓	0.03
豚の食用部分	0.03
鶏の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.03
鶏の肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.03

酢酸ヒドロコルチゾンの取扱について

平成21年7月24日

1. 検討事項

ヒドロコルチゾンは生体内物質であり、乳を除き、生体内物質として通常含まれる量までの残留が認められ、乳については、残留基準 0.01ppm までの残留が認められている。ヒドロコルチゾンのエステル体である酢酸ヒドロコルチゾンについても、動物用医薬品として用いられており、その生物学的作用、代謝などは、ヒドロコルチゾンとほぼ同様に行われるが、生体内物質でない酢酸ヒドロコルチゾンのポジティブリスト制度における取扱いについて整理する必要が生じた。

2. 検討結果

酢酸ヒドロコルチゾンについては天然物質ではないことから、本来であれば一律基準が適用され、0.01ppm以上の含有は認められない。しかしながら、酢酸ヒドロコルチゾンを投与した場合であっても、代謝により速やかにヒドロコルチゾンとなり、この形で貯留・作用するものであるため、酢酸ヒドロコルチゾンであっても、ヒドロコルチゾンとして生体内物質として通常含まれる量までの残留を認めることとする。

【参考1】

1. ヒドロコルチゾンの概要

ヒドロコルチゾンは副腎皮質ホルモンであり、コルチゾールとも呼ばれている。炭水化物、脂肪及びタンパク代謝を制御する働きがあり、動物用医薬品としては、わが国ではエステル体である酢酸ヒドロコルチゾンとともに犬・猫の皮膚に対する抗炎症剤として用いられている。

また、酢酸ヒドロコルチゾン以外にも数種のエステル体が存在し、ヒト用医薬品としてコハク酸ヒドロコルチゾン、コハク酸ヒドロコルチゾンナトリウム、リン酸ヒドロコルチゾンナトリウム等が承認されている。

これらエステル体は代謝により速やかにヒドロコルチゾンへと移行し、その生物学的作用、代謝などはヒドロコルチゾンを投与したときとほぼ同様に行われるとされている。

2. 物性等

①化学名: (11 ß) - 17, 21-trihydroxypregn-4-ene-3, 20-dione

②化学構造式: C21H3005

③分子量:362.460

3. リスク評価

内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価は行われていない。

EMEAにおいて、無作用量が算出できる毒性試験などがないため ADI の算出ができないが、生体内物質であること等から MRL の設定が必要ないとされている。

4. 我が国における規制

平成 18 年 5 月の農薬等のポジティブリスト制度の導入に際し、米国及びカナダの基準値を参考に乳に対してヒドロコルチゾンの残留基準 (0.01ppm) が設定された。ヒドロコルチゾンは生体内物質であるため、食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) 第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項7の目に基準値が設定されている乳以外については、同項8の目の規定 (天然含有の範囲までの残留) が適用される。

酢酸ヒドロコルチゾンとしての残留基準はない。

5. 諸外国の規制

米国及びカナダにおいて、乳に対してヒドロコルチゾンの残留基準 (0.01ppm) が設定されている。乳以外には残留基準が設定されていない。

【参考2】

ポジティブリスト制度について Q&A (平成 18 年 3 月) 一部抜粋

5: (ポジティブリスト制度の対象となる物質は) 農薬、飼料添加物、動物用医薬品(薬事法第2条第1項に規定する医薬品であって動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質) でそれぞれ代謝物などその物質が化学的に変化して生成した物質も含まれます。

51: 農薬等の成分である物質が、食品に自然に含まれる物質と同じものであるとき、その物質が農薬等の使用により残留するものなのか、自然に含まれているものなのかを判別することが困難です。このため、農薬等の成分である物質が、自然由来でかつ自然に残留する量の程度で食品中に残留している場合には当該物質に対して、一律基準(0.01ppm)が適用されないこととしました。



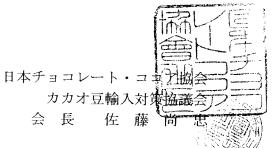
日本チョコレート・ココア協会

〒105-0001 東京都港区新橋 6-9-5 JBビル

電話:03-5777-2035 FAX:03-3432-8852

2009年7月10日

厚生労働省医薬食品局 食品安全部基準審査課長 國 枝 卓 様



ポジティブリスト制度におけるカカオ豆の検査部位及び暫定基準値変更のお願い

平素は当協会の活動にご理解いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関しましては、当協会としてポジティブリスト制度施行前の対応を含め、施行後の違反事例への対応等カカオ豆がきちんと輸入されるための努力をしてまいりましたが、カカオ豆生産国の地域状況やEUなど世界の情勢変化を踏まえたとき、今後日本の業界が安定的にカカオ豆を確保し、チョコレートやココアの事業を継続していけるために今般下記の要請をいたしたく、ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 制度施行前の対応と施行後の違反事例への対応状況

- ①ポジティブリスト制度への対応については、業界全体の問題と捉え、制度施行前から主要な輸入国へ使節団を送り、関係官庁や業界団体に対し制度の趣旨や内容説明を行うとともに、農薬の使用状況調査や注意すべき農薬についての申し入れを行ってきました。
- ②カカオ豆の基準値設定に当たって厚生労働省より指示をいただき協会として調査を行いましたが、生産国には残留農薬の基準値はなく、EU 諸国の基準値を調査し提出しました。その際オランダやドイツでは検査部位が「外皮を取り除いた豆」であることも報告しましたが、CODEX 規格(1993 年)が検査部位を「豆全体」としていることから、暫定基準設定には反映されなかった経緯にあります。
- ③制度施行後、ガーナ国並びにエクアドル国からのカカオ豆で基準値を上回る違反事例が頻発したため、改めて調査団を送り、関係官庁や業界団体に対して、国としての適切な対応を要請するとともに、農家に不適切な農薬使用をさせないためのキャンペーン実施を要請しました。その後、ガーナ国では日本向けのカカオ豆については船積み前検査を実施することとなりましたが、エクアドル国については、除草剤2,4-Dの分析が難しく、船積み前検査は実施されていない状況にあります。
- 一方、熱帯農業では、雨季に雑草が繁茂するため、米・トウモロコシ・サトウキビなどの農産物、牧草、家屋周辺の雑草に低毒性の除草剤2,4-Dが多く使用されていますが、バナナ・

カカオなどの広葉に対しては使用されません。ポッド (カカオの実) より取り出された生豆から乾燥豆にいたる工程でのいわゆる環境由来の汚染が原因だと考えています。

また、業界団体に対しては、農家が不適切な農薬使用や、コンタミを防止するためのポスターを作成し、可能な範囲に配布させて啓蒙活動を実施してきております。

④上記のように、協会としては種々対応をとって違反の削減に取り組んできておりますが、制度施行以降今日まで違反数量は14,000トン余りとなり、カカオ豆の安定確保の懸念材料となっています。

2. 世界のカカオ豆取扱国と生産国の動向

- ①世界で一番カカオ豆を取り扱う地域である EU が、2008年9月より新たなポジティブリスト制度をスタートさせましたが、それに先立ち2006年2月にポジティブリスト制度におけるカカオ豆の検査部位が公表されました。それによると検査部位は『Beans after removal of shells—外皮を取り除いた豆—』となっており、外皮を取り除いた部分が検査対象だと位置づけています。
- ②また、EUにおけるカカオ豆の基準値については、消費者に安全であるならば構成国の中での 最高値を基準値とすることとしているため、概ね日本の基準値に比較して高い値となっていま す。
- ③米国のFDAにおいては、『検査する場合は、可食部のみを検査する』との見解を出していますが、検査はほとんど行われていないのが実情であると聞いております。
- ④今後米国、カナダ、オセアニア等が制度を見直す際は、EU の制度内容を参考に決めていくと考えられます。
- ⑤一方カカオ豆生産国では、世界の40%以上を扱うEUが新基準で運用されることになると、EUへのスタンスを重要視し、世界の2%以下しか扱わない日本に対しては、あまり重きを置かないスタンスに変わり、日本のみが世界のカカオ市場の中で孤立することが懸念されるとともに、これらが世界の統一ルールになっていく可能性も十分あります。

3. 具体的要請事項

①残留農薬検査におけるカカオ豆の検査部位の変更について

上記の状況や、熱帯地域のカカオ豆生産国の状況を踏まえ、国際流通の観点から、まずは検査部位をEUと同様の「外皮を取り除いた豆」としていただくようお願いいたします。

なお、具体的な検査方法につきましては、EUでは130 $\mathbb{C}-25$ 分の予備加熱をしてから外皮を除去する方法が推奨されていますが、より合理的な方法として非加熱で外皮を除去する方法を提案いたします。

②検査部位変更に伴うカカオ豆の基準値変更について

ポジティブリスト制度発足時におけるカカオ豆の暫定基準値設定の経緯を踏まえ、カカオ豆の 基準値を EU が新たに設定した基準値へ変更していただくようお願いいたします。

<参考資料>

- ①カカオ豆の組成
- ②EU の検査部位規定と基準値
- ③カカオ豆の外皮除去方法例(非加熱)
- ④CODEX の外皮含有量の規定
- ⑤カカオ豆の工業的処理法

参考資料①

カカオ豆の組成



COMMISSION REGULATION (EC) No 178/2006

of 1 February 2006

amending Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council to establish Annex I listing the food and feed products to which maximum levels for pesticide residues apply

(Text with EEA relevance)

THE COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,

Having regard to the Treaty establishing the European Community,

Having regard to Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council of 23 February 2005 on maximum residue levels of pesticides in and on food and feed of plant and animal origin and amending Council Directive 91/414/EE (1), and in particular Article 4(1) thereof,

Whereas:

- (1) In accordance with Regulation (EC) No 396/2005, Annexes I, II, III and IV to that Regulation are to be established by the Commission, their establishment being a condition for the application of Chapters II, III and V of that Regulation.
- (2) It is necessary to include in Annex I to Regulation (EC) No 396/2005 all products for which presently Community or national MRLs exist as well as those for which it is appropriate to apply harmonised MRLs.
- (3) Regulation (EC) No 396/2005 should therefore be amended accordingly.

- (4) The measures provided for in this Regulation are in accordance with the opinion of the Standing Committee on the Food Chain and Animal Health.
- (5) Individual MRLs have not yet been required for fish, and for crops exclusively meant for animal feed, and no information is available as a basis for setting MRLs. It is appropriate to allow for the time needed to generate or collect this information. It is considered that a time period of three years should be sufficient to generate or collect this information,

HAS ADOPTED THIS REGULATION:

Article 1

The text in the Annex to this Regulation is added as Annex I to Regulation (EC) No 396/2005.

Article 2

This Regulation shall enter into force on the 20th day following its publication in the Official Journal of the European Union.

This Regulation shall be binding in its entirety and directly applicable in all Member States.

Done at Brussels, 1 February 2006.

For the Commission Markos KYPRIANOU Member of the Commission

Code number (¹)	Groups to which the MRLs apply	Examples of individual products within the groups to which the MRLs apply	Scientific Name (²)	Examples of related varieties or other products included in the definition to which the same MRL applies	Parts of the products to which the MRLs apply
0640000	(iv) Cocoa (4) (fermented beans)		Theobroma cacao		Beans after removal of shells
0650000	(v) Carob (*) (St Johns bread)		Ceratonia siliqua		Whole product after removal of stems or the crown
0700000	7. HOPS (dried), including hop pellets and unconcentrated powder		Humulus lupulus		Whole product
0800000	8. SPICES (4)				Whole product
0810000	(i) Seeds				
0810010		Anise	Pimpinella anisum		
0810020		Black caraway	Nigella sativa		
0810030		Celery seed	Apium graveolens	Lovage seed	
0810040		Coriander seed	Coriandrum sativum		
0810050		Cumin seed	Cuminum cyminum		
0810060		Dill seed	Anethum graveolens		
0810070		Fennel seed	Foeniculum vulgare		
0810080		Fenugreek	Trigonella focnumgraecum		
0810090		Nutmeg	Myristica fragans		
0810990		Others (3)			
0820000	(ii) Fruits and berries				
0820010		Allspice	Pimenta dioica		
0820020		Anise pepper (Japan pepper)	Zanthooxylum piperitum		
0820030		Caraway	Carum carri		
0820040		Cardamom	Elettaria cardamomum		

カカオ豆の残留農薬に関する2008年9月1日施行予定のEUポジティブリスト制度と本邦ポジティブリスト制度におけるMRLの対比表

1. DICHLORO 2.2-BISIA-EIHYLPHENYLEHANE [行]		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(CCAJ)
1.2-DBROMOEHANE [EHTWENE DBROMDE] F	農薬有効成分名			
1.2-DICHLOROPORPINE 0.02 0.02 0.02 0.00 作業率として				
1.3-DICHLOROPROPENE			 	
MEHTMICYCLOPROPENE			0.02 *	
1-NAPHTHALENEACEIC ACID				
I-NAPHITYLOCEIC ACID		0.02 *	0.02 *	
1-NAPHTHYLACETIC ACID				
2.2 PA 2.4 DB 0.1 * 0.1 * 0.0 * 0.		0.05 *		0.01 一律基準として
2.4 DB		0.05 *		0.01 一律基準として
2.4.5 [F] 0.05 : 0.05 * ND 0.1 * 0.1 * 0.1 * 0.0 * 0				0.05
2.4 - D ISIM OF 2.4-D AND ITS ESTERS EXPRESSED AS 2.4-D) 0.1 * 0.1 * 0.1 * 0.02 ASAMECTIN [SUM OF AVERMECTIN BI A., AVERMECTINBIB AND DELTA-8,9 ISOMER OF AVERMECTIN BI A.] [F] 0.02 * 0.02 * 0.008 ACEPUINOCYL 0.01 * 0.1 * 0.1 * 0.1 * 0.0 · 中基準として ACEGUINOCYL 0.01 * 0.1 * 0.1 * 0.1 * 0.0 · 中基準として ACEIOCHLOR 0.01 * 0.0 * 0.0 * 0.0 · 中基準として ACEIOCHLOR 0.05 * 0.05 * 0.05 * 0.0 · 中基準として ACIONIFEN 0.05 * 0.05 * 0.0 · 中基準として ACIONIFEN 0.05 * 0.0 · 中基準として ACIONIFEN 0.05 * 0.0 · 中基準として ACIONIFEN 0.05 * 0.0 · 中基準として ALCHOR 0.05 * 0.0 · 中基準として ALDCARB [SUM OF ALDICARB. ITS SULFOXIDE AND ITS SULFOXIE EXPRESSED AS ALDICARB] 0.05 * 0.0 · 中基準として ALDCARB [SUM OF ALDICARB. ITS SULFOXIDE AND ITS SULFOXIE EXPRESSED AS DIELDRIN] [F] 0.05 * 0.0 · 中基準として ALDCARB [SUM OF ALDICARB. ITS SULFOXIDE AND ITS SULFOXIE EXPRESSED AS DIELDRIN] [F] 0.05 * 0.0 · 中基準として AMIDOSULFURON 0.05 * 0.0 · 中基準として AMIDOSULFURON 0.05 * 0.0 · 中基準として AMIRITAZ INCLUDING THE METABOLITES CONTYAINING THE 2.4 -DIMETHYLANILINE MOITY EXPRESSED AS AMITRAZ] 0.1 * 0.1 * 0.1 * 0.0 · 中基準として AMIRITAZINE [F] 0.05 * 0.05 * 0.05 * 0.00 · 中基準として ARAMITE [F] 0.01 * 0		0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
4-CPA ABAMECTIN (SUM OF AVERMECTIN B1A, AVERMECTINB1B AND DELTA-8,9 ISOMER OF AVERMECTIN B1A) [F] 0.02 0.02 0.02 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.008 0.009 0.008 0.009 0.008 0.009	2.4.5-T (F)	0.05 :	0.05 *	ND
4-CPA ABAMECTIN ISUM OF AVERMECTIN BI.A. AVERMECTINBIB AND DELTA-8.9 ISOMER OF AVERMECTIN BI.A. [F] 0.02 0.02 0.005 0.01 中基準として 0.05 0.00	2,4-D (SUM OF 2,4-D AND ITS ESTERS EXPRESSED AS 2,4-D)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
ACEPHATE	4-CPA			
ACEQUINOCYL	ABAMECTIN (SUM OF AVERMECTIN B1 A, AVERMECTIN B1 B AND DELTA-8,9 ISOMER OF AVERMECTIN B1 A) [F]	0.02 *	0.02 *	0.008
ACEGUNOCYL	ACEPHATE		0.05 *	0.01 ー律基準として
ACEIOCHLOR	ACEQUINOCYL	0.01 *		
ACEIOCHLOR ACIBENZOLARS-METHYL ACIBENZOLARS-METHYL ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ACIONIFEN ALDICARB (SUM OF ALDICARB, ITS SULFOXIDE AND ITS SULFONE, EXPRESSED AS ALDICARB) ALDICARB (SUM OF ALDICARB, ITS SULFOXIDE AND ITS SULFONE, EXPRESSED AS ALDICARB) ALDICARB (SUM OF ALDICARB, ITS SULFOXIDE AND ITS SULFONE, EXPRESSED AS ALDICARB) ALDICARB (SUM OF ALDICARB, ITS SULFOXIDE AND ITS SULFONE, EXPRESSED AS ALDICARB) ALDICARB (SUM OF ALDICARB, ITS SULFOXIDE AND ITS SULFONE, EXPRESSED AS ALDICARB) ALDICARB (SUM OF ALDICARB, ITS SULFOXIDE AND ITS SULFOXIDATE AND ITS SULFOXIDATE AND ITS SULFOXIDATE AND ITS	ACETAMIPRID (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
ACIBENZOLAR-S-METHYL ACIONIFEN ACIONIFEN O.05 * 0.01 一律基準として ACIONIFEN O.05 * 0.05 * 0.01 一律基準として ACIONIFEN O.05 * 0.05 * 0.01 一律基準として ACIONIFEN ACIONIFEN O.05 * 0.01 一律基準として ALDCHARD (0.05 * 0.01 一律基準として AMIDOSULFURON O.05 * 0.01 一律基準として AMITRAZ (AMITRAZ INCLUDING THE METIABOLITES CONTYAINING THE 2.4 -DIMETHYLANILINE MOITY EXPRESSED AS AMITRAZ) ANILAZINE ANILAZINE O.05 * 0.01 一律基準として ARAMITE (F) O.05 * 0.01 一律基準として AZIANINE (F) O.05 * 0.01 一律基準として AZIANINE (F) O.01 * 0.1 * 0.1 * 0.01 一律基準として AZIANINE (F) O.05 * 0.01 一律基準として AZIANINE (F) O.05 * 0.01 一律基準として AZINPHOS-RITHYL (F) O.01 * ② 0.01 一律基準として AZINPHOS-RITHYL (F) O.05 * 0.01 一律基準として AZOXYSTROBIN O.1 * 0.1 * 0.1 * 0.01 一律基準として O.1 * 0.1 * 0.01 一律基準として O.1 * 0.1 * 0.01 一律基準として O.2 * 0.02 * 0	ACETOCHLOR	0.01 *		
ACLONIFEN	ACIBENZOLAR-S-METHYL	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
ACRINATHRIN (F)	ACLONIFEN		0.05 *	0.01 一律基準として
ALACHLOR	ACRINATHRIN (F)	0.05 **		
ALDICARB (SUM OF ALDICARB, ITS SULFOXIDE AND ITS SULFONE, EXPRESSED AS ALDICARB) ALDRIN AND DIELDRIN (ALDRIN AND DIELDRIN COMBINED EXPRESSED AS DIELDRIN) (F) AMIDOSULFURON O.05 * 0.01 - 律基準として AMITRAZ (AMITRAZ INCLUDING THE METABOLITES CONTYAINING THE 2.4 - DIMETHYLANILINE MOITY EXPRESSED AS AMITRAZ) AMITRAC (AMITRAZ INCLUDING THE METABOLITES CONTYAINING THE 2.4 - DIMETHYLANILINE MOITY EXPRESSED AS AMITRAZ) AMILAZINE ANILAZINE O.02 0.02 ND ANILAZINE ARAMITE (F) O.05 * 0.01 - 律基準として ASULAM O.05 * 0.02 ATRAZINE (F) O.01 * 0.1 * 0.1 * 0.01 - 律基準として AZADIRACHTIN AZIMSULFURON O.01 * 0.01 - 律基準として AZIMSULFURON O.01 * 0.1 * 0.1 * 0.01 - 律基準として AZINPHOS-ETHYL (F) O.05 * 0.05 * 0.05 * 0.01 - 律基準として AZINPHOS-METHYL (F) O.01 * 0.1 * 0.1 * 0.01 - 律基準として AZINPHOS-METHYL (F) O.02 * 0.02 AZOCYSTROBIN O.1 * 0.1 * 0.01 - 律基準として O.1 * 0.1 * 0.01 - 律基準として O.20 * 0.02 O.20 * 0.02 O.21 * 0.02 O.22 * 0.02 O.23 * 0.02 O.24 * 0.02 O.25 * 0.05 * 0.01 - 律基準として O.26 * 0.05 * 0.01 - 律基準として O.27 * 0.01 - 律基準として O.28 * 0.01 - 律基準として O.29 * 0.02 * 0.02 O.20 * 0.02 * 0.02 O.20 * 0.02 * 0.02 O.20 * 0.02 * 0.02 O.21 * 0.02 * 0.02 O.22 * 0.02 * 0.02 O.23 * 0.02 * 0.02 O.25 * 0.02 * 0.02 O.26 * 0.02 * 0.02 O.27 * 0.02 * 0.02 O.28 * 0.02 * 0.02 O.29 * 0.02 * 0.02 O.20 * 0.02 * 0.02 O.20 * 0.02 * 0.02 O.21 * 0.02 * 0.02 O.22 * 0.02 * 0.02 O.22 * 0.02 * 0.02 O.22 * 0.02 * 0.02 O.23 * 0.02 * 0.02 O.24 * 0.02 * 0.02 O.25 * 0.02 * 0.02 O.27 * 0.02 * 0.02 O.27 * 0.02 * 0.02 O.28 * 0.02 * 0.02 O.29 * 0.02 * 0.02 O.20 * 0.02 * 0.02 O.21 * 0.02 * 0.02 O.22 * 0.02 * 0.02 O.22 * 0.02 * 0.02 O.23 * 0.02 * 0.02 O.24 * 0.02 * 0.02 O.25 * 0.02 * 0.02 O.26 * 0.02 * 0.02 O.27 * 0.02 * 0.02 O.28 * 0.02 * 0.02 O.28 * 0.02 * 0.02 O.29 * 0.02 * 0.02 O.20 * 0.02 O.20 * 0.02 * 0.02 O.20 * 0.02 * 0.02 O.20 * 0.0	ALACHLOR	0.05 *		
ALDRIN AND DIELDRIN (ALDRIN AND DIELDRIN COMBINED EXPRESSED AS DIELDRIN) (F) 0.05 0.1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	ALDICARB (SUM OF ALDICARB, ITS SULFOXIDE AND ITS SULFONE, EXPRESSED AS ALDICARB)		0.05 *	
AMITRAZ (AMITRAZ INCLUDING THE METABOLITES CONTYAINING THE 2.4 - DIMETHYLANILINE MOITY EXPRESSED AS AMITRAZ) 0.1 * 0.1 * 0.0 1 * 0.0	ALDRIN AND DIELDRIN (ALDRIN AND DIELDRIN COMBINED EXPRESSED AS DIELDRIN) (F)	1		
AMITRAZ (AMITRAZ INCLUDING THE METABOLITES CONTYAINING THE 2.4 - DIMETHYLANILINE MOITY EXPRESSED AS AMITRAZ) 0.1 * 0.1 * 0.0 1 * 0.0	AMIDOSULFURON	0.05 *		0.01 一律基準として
AMITROLE		0.1 *	0.1 *	
ANILAZINE ARAMITE (F) ARAMITE (F) ASULAM ASULAM ATRAZINE (F) ATRAZINE (F) AZADIRACHTIN AZADIRACHTIN AZIMSULFURON AZIMPHOS-ETHYL (F) AZINPHOS-ETHYL (F) AZINPHOS-METHYL (F) AZINPHOS-METHYL (F) AZOCYCLOTIN AND CYHEXATIN (SUM OF AZOCYCLOTIN AND CYHEXATIN EXPRESSED AS CYHEXATIN) AZOXYSTROBIN BARBAN (F) O.01 * O.01 * O.01 * O.02 O.02 O.01 * O.02 O.05 * O.05 * O.05 * O.05 * O.05 * O.01 * O.01 * O.01 * O.01 * O.02 O.07 * O.	AMITROLE	0.02	0.02	
ARAMITE (F)	ANILAZINE			
ASULAM ATRAZINE (F) D.1 * D.1 * D.0 一律基準として AZADIRACHTIN D.0 * D.0 一律基準として D.0 * D.0 * D.0 一种基準として D.0 * D.0 * D.0 ● D.0 * D.0 ● D.0	ARAMITE (F)		0.1 *	
ATRAZINE (F) AZADIRACHTIN O.0 1 * O.0 1 * O.0 1 一律基準として AZADIRACHTIN AZIMSULFURON O.1 * O.1 * O.0 1 一律基準として AZIMPHOS-ETHYL (F) O.05 * O.05 * O.0 1 一律基準として AZIMPHOS-METHYL (F) O.1 * O.1 * O.1 * O.0 1 一律基準として O.2 * O.0 1 一律基準として O.3 * O.0 1 一律基準として O.3 * O.0 1 一律基準として O.3 * O.0 1 一种基準として O.3 * O.0 1 一种基準として O.3 * O.0 1 ・ O.0	ASULAM	0.05 *		
AZADIRACHTIN O.01 * O.01 中基準として AZIMSULFURON O.1 * O.1 * O.01 一律基準として AZINPHOS-ETHYL (F) O.05 * O.05 * O.05 * O.01 一律基準として AZINPHOS-METHYL (F) O.1 * O.1 * O.1 * O.01 一律基準として O.2 * O.01 * O.02 * O.02 * O.01 * O.	ATRAZINE (F)		0.1 *	
AZIMSULFURON	AZADIRACHTIN			
AZINPHOS-ETHYL (F) 0.05 * 0.05 * 0.01 一律基準として AZINPHOS-METHYL (F) 0.1 * 0.1 * 0.01 一律基準として AZINPHOS-METHYL (F) 0.1 * 0.1 * 0.01 一律基準として AZOCYCLOTIN AND CYHEXATIN (SUM OF AZOCYCLOTIN AND CYHEXATIN EXPRESSED AS CYHEXATIN) 0.1 * ND AZOXYSTROBIN 0.1 * 0.02 BARBAN (F) 0.1 * 0.1 * 0.01 一律基準として	AZIMSULFURON		01*	
AZINPHOS-METHYL (F) AZOCYCLOTIN AND CYHEXATIN (SUM OF AZOCYCLOTIN AND CYHEXATIN EXPRESSED AS CYHEXATIN) AZOXYSTROBIN BARBAN (F) 0.1 * 0.1 * 0.01 * ND 0.1 * 0.02 0.1 * 0.1 * 0.01 * 0				
AZOCYCLOTIN AND CYHEXATIN (SUM OF AZOCYCLOTIN AND CYHEXATIN EXPRESSED AS CYHEXATIN) 0.1 * ND AZOXYSTROBIN 0.1 * 0.02 BARBAN (F) 0.1 * 0.1 * 0.01 一律基準として				
AZOXYSTROBIN 0.1 * 0.02 BARBAN (F) 0.1 * 0.1 * 0.01 ー律基準として		1		
BARBAN (F) 0.1 * 0.1 * 0.01 一律基準として				
		01*		
	BEFLUBUTAMID	0.1 *	0.1	0.01 一律基準として

農薬有効成分名	EU (0600000)	EU (0640000)	Japan
BENALAXYL	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
BENFLURALIN (F)	0.05 *		0.01 一律基準として
BENFURACARB	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
BENSULFURON-METHYL			0.02
BENSULIDE			0.03
BENTAZONE (SUM OF BENTAZONE AND THE CONJUGATES OF 6-OH AND 8-OH BENTAZONE EXPRESSED AS BENTAZONE) (R)	0.1 *	0.1 *	0.02
BENTHIAVALICARB (BENTHIAVALICARB-ISOPROPYL (KIF-230 R-L) AND ITS ENANTIOMER (KIF-230 S-D) AND DIASTEREOMERS (KIF-			
230 R-L AND KIF-230 S-D)	0.01 *		0.01 一律基準として
BENZYLADENINE, BENZYLAMINOPRIN)			0.02
BIALAPHOS			0.004
BIFENAZATE	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
BIFENOX (F)	0.05 *		0.01 一律基準として
BIFENTHRIN			0.01 一律基準として
BIFENTHRIN (F)		0.1 *	0.1
BINAPACRYL (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
BIORESMETHRIN	f		0.1
BITERTANOL (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
BOSCALID (F) (R)	0.5		0.01 一律基準として
BRODIFACOUM			0.001
BROMIDE ION	50		50
BROMOPHOS			0.05
BROMOPHOS-ETHYL	0.1 *	0.1 *	0.05
BROMOPROPYLATE		0.1 *	0.01 一律基準として
Bromoxynil (Bromoxynil including its esters expressed as bromoxynil) (f)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
BROMUCONAZOLE (SUM OF DIASTEROISOMERS) (F)	0.05 *		0.01 一律基準として
BUPIRIMATE	0.05 *		0.01 一律基準として
BUPROFEZIN (F)	0.05 *		0.01 一律基準として
BUTRALIN	0.02 *		0.01 一律基準として
BUTYLATE	0.05 *		0.01 一律基準として
CAMPHECHLOR (TOXAPHENE) (F) (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CAPTAFOL (F)	0.1 *	0.1 *	
CAPTAN	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
CARBADOX INCLUDING QCA			ND
CARBARYL (F)	-	0.1 *	0.1
CARBENDAZIM AND BENOMYL (SUM OF BENOMYL AND CARBENDAZIM EXPRESSED AS CARBENDAZIM) (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CARBETAMIDE	0.05 *	1	0.01 一律基準として
CARBOFURAN (SUM OF CARBOFURAN AND 3-HYDROXY-CARBOFURAN EXPRESSED AS CARBOFURAN)	0.05 *	0.05 *	0.1
CARBON DISULPHIDE (SEE DITHIOCARBAMATES)			0.01 一律基準として
CARBON TETRACHLORIDE			0.01 一律基準として
CARBOSULFAN	0.1 *	0.1 *	0.05
CARBOXIN	0.05 *		0.01 一律基準として
Carfentrazone-ethyl (determined as Carfentrazone and expressed as Carfentrazone-ethyl)	0.02 *	0.02 *	0.1
CARPROPAMID			0.1

農薬有効成分名	EU (0600000)	EU (0640000)	Japan
CARTAP			0.01 一律基準として
CHLORAMPHENICOL			ND
CHLORBENSIDE (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CHLORBUFAM	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CHLORDANE (SUM OF CIS- AND TRANS-CHLRODANE) (F) (R)	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
CHLORDECONE (F)	0.02		0.01 一律基準として
CHLORFENAPYR		0.1 *	0.01 一律基準として
CHLORFENSON (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CHLORFENVINPHOS (F)	0.05 *	0.05 *	0.05
CHLORFLUAZURON			0.05
CHLORIDAZON	0.1 *		0.01 一律基準として
CHLORMEQUAT	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CHLOROBENZILATE (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CHLOROTHALONIL	0.1 *	0.1 *	0.05
CHLOROXURON (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CHLORPROMAZINE			ND
Chlorpropham (chlorpropham and 3-chloroaniline, expressed as chlorpropham) (f) (r)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CHLORPYRIFOS (F)		0.1 *	0.05
CHLORPYRIFOS-METHYL (F)		0.1 *	0.05
CHLORSULFURON	0.05 *		0.01 一律基準として
CHLORTHAL-DIMETHYL	0.01 *		0.01 一律基準として
CHLORTHIAMID	0.05 *		0.01 一律基準として
CHLORTOLURON	0.05 *		0.01 一律基準として
CHLOZOLINATE	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CINIDON-ETHYL (SUM OF CINIDON ETHYL AND ITS E-ISOMER)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CLETHODIM (SUM OF SETHOXYDIM AND CLETHODIM INCLUDING DEGRADATION PRODUCTS CALCULATED AS SETHOXYDIM)	0.1		0.02 CLODINAFOP-PROPARGYLELT
CLODINAFOP AND ITS S-ISOMERS, EXPRESSED AS CLODINAFOP (F)	0.05 *		0.01 一律基準として
CLOFENTEZINE (R)	0.05 *	0.05 *	0.02
CLOMAZONE			0.02
CLOPYRALID		0.5	0.01 一律基準として
CLOTHIANIDIN			0.02
Copper (nonylphenyl) sulphonate			0.04
COPPER COMPOUNDS (COPPER)		50	0.01 一律基準として
COPPER TELEPHTHALATE			0.5
COUMAFOS/COUMAPHOS			ND
CUMYLURON			0.01 一律基準として
Cyanamide including salts expressed as cyanamide	0.1 *		0.01 一律基準として
CYAZOFAMID	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
CYCLANILIDE (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
CYCLOPROTHRIN			0.02
CYCLOXYDIM INCLUDING DEGRADATION AND REACTION PRODUCTS WHICH CAN BE DETERMINED AS 3-(3-THIANYL)GLUTARIC			
ACID S-DIOXIDE (BH 517-TGSO2) AND/OR 3-HYDROXY-3-(3-THIANYL)GLUTARIC ACID S-DIOXIDE (BH 517-5-OH-TGSO2) OR			
METHYL ESTERS THEREOF, CALCULATED IN TOTAL A	0.05 *		0.05

農薬有効成分名	EU (0600000)	EU (0640000)	Japan
CYFLUTHRIN (CYFLUTHRIN INCLUDING OTHER MIXTURES OF CONSTITUENT ISOMERS (SUM OF ISOMERS)) (F)	0.1 *	0.1 *	0.02
CYHALOFOP-BUTYL (SUM OF CYHALOFOP BUTYL AND ITS FREE ACIDS)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
CYMOXANIL	0.05 *		0.05
CYPERMETHRIN (CYPERMETHRIN INCLUDING OTHER MIXTURES OF CONSTITUENT ISOMERS (SUM OF ISOMERS)) (F)		0.1 *	0.03
CYPROCONAZOLE (F)		0.05 *	0.01 一律基準として
CYPRODINIL (F) (R)	0.05 *		0.01 一律基準として
CYROMAZINE	0.05 *	0.05 *	0.02
DALAPON	0.1		0.01 一律基準として
DAMINOZIDE (SUM OF DAMINOZIDE AND 1,1-DIMETHYLHYDRAZINE, EXPRESSED AS DAMINAZIDE)	0.1 *	0.1 *	ND
DAZOMET (METHYLISOTHIOCYANATE RESULTING FROM THE USE OF DAZOMET AND METAM)	0.02 *		0.01 一律基準として
DDT (SUM OF P,P'-DDT, O,P'-DDT, P-P'-DDE AND P,P'-TDE (DDD) EXPRESSED AS DDT) (F)		0.5 *	0.05
DELTAMETHRIN (CIS-DELTAMETHRIN) (F)		0.05 *	0.05 DELTAMETHRIN, TRALOMETHRINとして
DEMETON-S-METHYL			0.05
DESMEDIPHAM	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
DIAFENTHIURON			0.02
DIALLATE	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
DIAZINON (F)	0.02 *	0.02 *	0.05
DICAMBA	0.05 *		0.01 一律基準として
DICHLOBENIL	0.05 *		0.01 一律基準として
DICHLORPROP, INCL. DICHLORPROP-P		0.05 *	0.01 一律基準として
DICHLORVO\$	0.02 *	0.02 *	0.5 DICHLORVOS, NALEDとして
DICLOFOP (SUM DICLOFOP-METHYL AND DICLOFOP ACID EXPRESSED AS DICLOFOP-METHYL)	0.05 *	3.7.5	0.01 一律基準として
DICLOMEZINE			0.02
DICLORAN	0.01 *		0.01 一律基準として
DICOFOL (SUM OF P, P' AND O,P' ISOMERS) (F)		0.05 *	0.01 一律基準として
DIETHOFENCARB	0.05 *		0.01 一律基準として
DIETHYLSTILBESTROL			ND
DIFENOCONAZOLE		0.05 *	0.01 一律基準として
DIFENZOQUAT			0.05
DIFLUBENZURON (F) (R)		0.05 *	0.05
DIFLUFENICAN	0.05 *		0.002
DIFLUFENZOPYR			0.05
DIMETHACHLOR	0.02 *		0.01 一律基準として
DIMETHENAMID-P (DIMETHENAMID-P INCLUDING OTHER MIXTURES OF CONSTITUENT ISOMERS (SUM OF ISOMERS))	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
DIMETHIPIN	0.1 *		0.04
DIMETHOATE (SUM OF DIMETHOATE AND OMETHOATE EXPRESSED AS DIMETHOATE)		0.05 *	0.05
DIMETHOMORPH	0.05 *		0.01 一律基準として
DIMETRIDAZOLE			ND
DIMOXYSTROBIN	0.01 *		0.01 一律基準として
DINICONAZOLE	0.05 *		0.01 一律基準として
DINOCAP (F)	0.1 *		0.01 一律基準として
DINOSEB	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
DINOTERB	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として

農薬有効成分名	EU (0600000)	EU (0640000)	Japan
DIOXATHION	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
DIPHENYLAMINE	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
DIQUAT	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
DISULFOTON (SUM OF DISULFOTON, DISULFOTON SULFOXIDE AND DISULFOTON SULFONE EXPRESSED AS DISULFOTON) (F)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
DITHIANON	0.01 *		0.01 一律基準として
DITHIOCARBAMATES (DITHIOCARBAMATES EXPRESSED AS CS2, INCLUDING MANEB, MANCOZEB, METIRAM, PROPINEB, THIRAM			
AND ZIRAM) (7)	0.1 *	0.1 *	0.02
DIURON (DIURON INCLUDING ALL COMPONENTS CONTAINING 3.4- DICHLORANILINE MOIETY EXPRESSED AS 3.4-			
DICHLORANILINE)	0.1	1	0.02
DNOC	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
DODINE	0.2 *		0.01 一律基準として
ENDOSULFAN (SUM OF ALPHA- AND BETA-ISOMERS AND ENDOSULFAN-SULPHATE EXPRESSES AS ENDOSULFAN) (F)		0.1 *	0.1
ENDRIN (F)		0.01 *	0.01 一律基準として
EPOXICONAZOLE (F)	0.05 *		0.01 一律基準として
EPTC (ETHYL DIPROPYLTHIOCARBAMATE)	0.05 *		0.01 一律基準として
ETHALFLURALIN	0.02 *		0.01 一律基準として
ETHEPHON	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
ETHION		0.02 *	0.01 一律基準として
ETHIPROLE			0.02
ETHIRIMOL	0.05 *		0.01 一律基準として
ethofumesate (sum of ethofumesate and the metabolite 2,3-dihydro-3,3-dimethyl-2 -oxo-benzofuran-5-yl			
methane sulphonate expressed as ethofumesate)		0.1 *	0.01 一律基準として
ETHOPROPHOS	0.02 *		0.005
ETHOXYQUIN (F)	0.05 *		0.05
ethoxysulfuron	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
ETHYCHLOZATE			0.05
ETHYLENE OXIDE (SUM OF ETHYLENE OXIDE AND 2-CHLORO-ETHANOL EXPRESSED AS ETHYLENE OXIDE) (F)	0.2 *	0.2 *	0.01 一律基準として
ETOFENPROX (F)	0.01 *		0.01 一律基準として
ETOXAZOLE	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
ETRIDIAZOLE	0.05 *		0.01 一律基準として
FAMOXADONE	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
FENAMIDONE	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
fenamiphos (sum of fenamiphos and its sulphoxide and sulphone expressed as fenamiphos)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
FENARIMOL	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
FENAZAQUIN	0.01 *		0.01 一律基準として
FENBUCONAZOLE	0.05 *		0.01 一律基準として
FENBUTATIN OXIDE (F)	0.1 *	0.1 *	0.05
fenchlorphos (sum of fenchlorphos and fenchlorphos oxon expressed as fenchlorphos)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
FENHEXAMID	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
FENITROTHION		0.2	0.1
FENOBUCARB			0.02
FENOXAPROP-P	0.1		0.01 一律基準として
FENOXYCARB	0.05 *		0.05

農薬有効成分名	EU (0600000)	EU (0640000)	Japan
FENPROPIDIN (R)	0.05 *		0.01 一律基準として
FENPROPIMORPH (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
FENPYROXIMATE (F)	0.1		0.02
FENTHION (FENTHION AND ITS OXIGEN ANALOGUE, THEIR SULFOXIDES AND SULFONE EXPRESSED AS PARENT) (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
FENTIN			0.1
FENTIN ACETATE (F) (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
FENTIN HYDROXIDE (F) (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
FENVALERATE AND ESFENVALERATE (SUM OF RS & SR ISOMERS) (F)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
FIPRONIL (SUM FIPRONIL + SULFONE METABOLITE (MB46136) EXPRESSED AS FIPRONIL) (F)	0.005 *		0.01 一律基準として
FLAZASULFURON	0.02 *	0.02 *	0.02
FLORASULAM	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
FLORCHLORFENURON	0.05 *		0.01 一律基準として
FLUAZIFOP-P-BUTYL (FLUAZIFOP ACID (FREE AND CONJUGATE))	0.1		0.01 一律基準として
FLUAZINAM (F)	0.05 *		0.01 一律基準として
FLUCYCLOXURON	0.05 *		0.01 一律基準として
FLUCYTHRINATE (F) (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
FLUDIOXONIL	0.05 *		0.01 一律基準として
FLUFENACET (SUM OF ALL COMPOUNDS CONTAINING THE N FLUOROPHENYL-N-ISOPROPYL MOIETY EXPRESSED AS			
FLUFENACET EQUIVALENT)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
FLUFENOXURON (F)	0.05 *		0.02
FLUFENZIN	0.05 *		0.01 一律基準として
FLUMIOXAZINE	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
FLUOMETURON			0.02
FLUOROIMIDE			0.04
FLUOXASTROBIN	0.05 *		0.01 一律基準として
FLUPYRSULFURON-METHYL	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
FLUQUINCONAZOLE (F)	0.05 *		0.01 一律基準として
FLUROCHLORIDONE	0.1 *		0.01 一律基準として
FLUROXYPYR (FLUROXYPYR INCLUDING ITS ESTERS EXPRESSED AS FLUROXYPYR) (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
FLURTAMONE	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
FLUSILAZOLE (F) (R)	0.05 *		0.01 一律基準として
FLUTOLANIL	0.05 *		0.01 一律基準として
FLUTRIAFOL	0.05 *		0.01 一律基準として
FOLPET	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
FORAMSULFURON	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
FORMETANATE: SUM OF FORMETANATE AND ITS SALTS EXPRESSED AS FORMETANATE(HYDROCHLORIDE)	0.05 *		0.01 一律基準として
FORMOTHION	0.05 *	0.05 *	0.05
FOSETYL			0.5
FOSETYL-AL (SUM FOSETYL + PHOSPHOROUS ACID AND THEIR SALTS, EXPRESS AS FOSETYL)		2 *	0.01 一律基準として
FOSTHIAZATE	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
FUBERIDAZOLE	0.05 *		0.01 一律基準として
FURALTADONE			ND
FURAMETPYR			0.1

農薬有効成分名	EU (0600000)	EU (0640000)	Japan
FURATHIOCARB	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
Furazolidone			ND
GAMMA-BHC			0.1
GIBBERELLIC ACID	5	-	0.01 一律基準として
Glufosinate-ammonium (sum of glufosinate, its salts, mpp and nag expressed as glufosinate equivalents)	0.1 *	 	0.01 神墨準として
GLYPHOSATE	0.7	0.1 *	0.2
GUAZATINE	0.1 *	<u> </u>	0.01 一律基準として
HALOSULFURON METHYL	0.1		0.07 岸盛平とじて
HALOXYFOP INCLUDING HALOXYFOP-R (HALOXYFOP-R METHYL ESTER, HALOXYFOP-R AND CONJUGATES OF HALOXYFOP-R			0.02
EXPRESSED AS HALOXYFOP-R) (F) (R)		0.05 *	0.01 一律基準として
HEPTACHLOR (SUM OF HEPTACHLOR AND HEPTACHLOR EPOXIDE EXPRESSED AS HEPTACHLOR) (F)		0.03	0.01 一律基準として
HEXACHLOROBENZENE (F)	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
HEXACHLOROCICLOHEXANE (HCH), ALPHA-ISOMER (F)	0.02	0.02	0.01 「律基準として
HEXACHLOROCICLOHEXANE (HCH), BETA-ISOMER (F)			0.01 一律基準として
HEXACHLOROCICLOHEXANE (HCH), SUM OF ISOMERS, EXCEPT THE GAMMA ISOMER	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
HEXACONAZOLE	0.02	0.02	0.01 「
HEXAFLUMURON	 	0.05	0.01 年基準として
HEXYTHIAZOX	0.05 *		0.01 一律基準として
HYDROGEN CYANIDE (CYANIDES EXPRESSED AS HYDROGEN CYANIDE)	0.00		30
HYDROGEN PHOSPHIDE			0.01 一律基準として
HYDROGEN PHOSPHIDE (PHOSPHIDES EXPRESSED AS HYDROGEN PHOSPHIDE)			0.01 一律基準として
HYMEXAZOL	0.05 *		0.07 年基準ととし
IMAZALIL	0.1 *	0.1 *	0.02 一律基準として
IMAZAMOX	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
IMAZAQUIN	0.05 *	0.1	0.05
IMAZETHAPYR AMMONIUM	0.00		0.05
IMAZOSULFURON	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
IMIDACLOPRID	0.02	0.02	0.07 一律基準として
IMINOCTADINE	0.00		0.03
INDOXACARB AS SUM OF THE ISOMERS S AND R (F) (9)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
IODOSULFURON-METHYL (IODOSULFURON-METHYL INCLUDING SALTS, EXPRESSED AS IODOSULFURON-METHYL)	0.05 *	0.05 *	0.01 ー律基準として
IOXYNIL, INCLUDING ITS ESTERS EXPRESSED AS IOXYNIL (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
IPRODIONE (R)	0.1 *	0.1 *	0.05
IPROVALICARB	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
ISOPROTURON	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
ISOURON	<u> </u>	U.1	0.01 一番基準として
ISOXABEN	0.02 *		0.02 0.01 一律基準として
ISOXAFLUTOLE (SUM OF ISOXAFLUTOLE, RPA 202248 AND RPA 203328, EXPRESSED AS ISOXAFLUTOLE) (10)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
KRESOXIM-METHYL (F) (R) (11)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
LAMBDA-CYHALOTHRIN (F) (R)	0.1	0.05 *	0.01 一律基準として
LENACIL	0.1 *	0.00	0.01 一律基準として
LINDANE (GAMMA-ISOMER OF HEXACHLOROCICLOHEXANE (HCH)) (F)	J. 1	1	0.01 一律基準として
LINURON	0.1 *	01*	
	U.I *	0.1 *	0.02

農薬有効成分名	EU (0600000)	EU (0640000)	Japan
LUFENURON (F)	0.02 *		0.02
MALACHITE GREEN			ND
MALATHION (SUM OF MALATHION AND MALAOXON EXPRESSED AS MALATHION)			0.5
MALEIC HYDRAZIDE (R)	0.5 *	0.5 *	0.2
MCPA AND MCPB (MCPA, MCPB INCLUDING THEIR SALTS, ESTERS AND CONJUGATES EXPRESSED AS MCPA) (F) (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
MECARBAM	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
MECOPROP (SUM OF MECOPROP-P AND MECOPROP EXPRESSED AS MECOPROP)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
MEPANIPYRIM (MEPANIPYRIM AND ITS METABOLITE (2-ANILINO-4-(2-HYDROXYPROPYL)-6-METHYLPYRIMIDINE) EXPRESSED AS			
MEPANIPYRIM)	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
MEPIQUAT	0.05 *		0.01 一律基準として
MERCURY COMPOUNDS (SUM OF MERCURY COMPOUNDS EXPRESSED AS MERCURY) (F)	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
MESOSULEURON-METHYL EXPRESSED AS MESOSULEURON	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
MESOTRIONE (SUM OF MESOTRIONE AND MNBA (4-METHYLSULFONYL-2-NITRO BENZOIC ACID), EXPRESSED AS MESOTRIONE)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
METALAXYL AND METALAXYL-M (METALAXYL INCLUDING OTHER MIXTURES OF CONSTITUENT ISOMERS INCLUDING METALAXYL-			
M (SUM OF ISOMERS))	0.1 *	0.1 *	0.2
METALDEHYDE		0.05 *	0.01 一律基準として
METAM (SEE DAZOMET)			0.01 一律基準として
METAMITRON	0.1 *		0.01 一律基準として
METAZACHLOR	0.1 *		0.01 一律基準として
METCONAZOLE (F)	0.02 *		0.01 一律基準として
METHABENZTHIAZURON	0.1 *		0.01 一律基準として
METHACRIFOS (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
METHAMIDOPHOS		0.02 *	0.01 一律基準として
METHIDATHION (F)		0.1 *	0.01 一律基準として
METHIOCARB (AKA MERCAPTODIMETHUR)	0.1 *		0.01 一律基準として
METHOLACHLOR AND METHOLACHLOR-S (METHOLACHLOR INCLUDING OTHER MIXTURES OF CONSTITUENT ISOMERS			
INCLUDING S-METHOLACHLOR (SUM OF ISOMERS))	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
METHOMYL AND THIODICARB (SUM OF METHOMYL AND THIODICARB EXPRESSED AS METHOMYL)	0.1 *	0.1 *	0.05
METHOPRENE	0.05 *		0.01 一律基準として
METHOXYCHLOR (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
METHOXYFENOZIDE (F)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
METOSULAM	0.01 *		0.01 一律基準として
METRAFENONE	0.05 *		0.01 一律基準として
METRIBUZIN	0.1 *		0.01 一律基準として
METRONIDAZOLE		"	ND
METSULFURON-METHYL	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
MEVINPHOS (SUM OF E- AND Z-ISOMERS)	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
MILBEMECTIN (SUM OF MA4+8,9Z-MA4, EXPRESSED AS MILBEMECTIN) (R)	0.1 *	0.1 *	0.02
MOLINATE	0.1 *	0.1 *	0.02
MONOCROTOPHOS			0.02
MONOLINURON	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
MONURON		0.05 *	0.01 一律基準として
MYCLOBUTANYL (R)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として

農薬有効成分名	EU (0600000)	EU (0640000)	Japan
NAPROPAMIDE	0.05 *		0.01 一律基準として
NICOSULFURON	0.05 *		0.01 一律基準として
NITENPYRAM			0.03
NITROFEN (F)	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
NITROFURANTOIN			ND
NITROFURAZONE			ND
novaluron (f)	0.01 *		0.02
OXADIARGYL	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
OXADIAZON	0.05 *		0.01 一律基準として
OXAMYL	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
OXASULFURON	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
OXAZICLOMEFONE			0.02
OXYCARBOXIN	0.05 *		0.01 一律基準として
Oxydemeton-methyl (sum of oxydemeton-methyl and demeton-s-methylsulfone expressed as oxydemeton-		-	
METHYL)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
OXYFLUORFEN	0.05 *	0.00	0.05
PACLOBUTRAZOL	0.02 *		0.01 一律基準として
PARAQUAT	0.05 *	0.05 *	0.05
PARATHION (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
Parathion-methyl (sum of parathion-methyl and paraoxon- methyl expressed as parathion-methyl)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
PENCONAZOLE (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PENCYCURON (F)	0.05 *	9.1	0.1
PENDIMETHALIN (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PERMETHRIN	1	9.1	0.05
PETHOXAMID	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
PHENMEDIPHAM (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PHENOTHRIN	0.05 *		0.02
PHORATE (SUM OF PHORATE, ITS OXYGEN ANALOGUE AND THEIR SULFONES EXPRESSED AS PHORATE)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PHOSALONE	0.1 *	0.,	0.01 一律基準として
PHOSMET	0.1 *		0.01 一律基準として
PHOSPHAMIDON	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
PHOSPHINES AND PHOSPHIDES: SUM OF ALUMINIUM PHOSPHIDE, ALUMINIUM PHOSPHINE, MAGNESIUM PHOSPHIDE,	0.02	0.02	0.01
MAGNESIUM PHOSPHINE, ZINC PHOSPHIDE AND ZINC PHOSPHINE	0.05		0.01 一律基準として
PHOXIM (F)	0.03		0.01 拝 数学として
PICLORAM	0.01 *		0.02 0.01 一律基準として
PICOLINAFEN	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PICOXYSTROBIN (F)	0.1 *	0.1	0.01 一律基準として
PINDONE	0.1	0.1	0.001 一年基準として
PIPERONYL BUTOXIDE	 		8
PIRIMICARB: SUM OF PIRIMICARB AND DESMETHYL PIRIMICARB EXPRESSED AS PIRIMICARB		0.05 *	0.05
PIRIMIPHOS-METHYL (F)		0.05 *	0.05
PROBENAZOLE		0.05 *	0.05

農薬有効成分名	EU (0600000)	EU (0640000)	Japan
PROCHLORAZ (SUM OF PROCHLORAZ AND ITS METABOLITES CONTAINING THE 2,4,6-TRICHLOROPHENOL MOIETY EXPRESSED			
AS PROCHLORAZ)		0.1 *	0.01 一律基準として
PROCYMIDONE (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PROFENOFOS (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PROHEXADIONE (PROHEXADIONE AND ITS SALTS EXPRESSED AS PROHEXADIONE)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PROHEXADIONE-CALCIUM			0.02
PROPACHLOR: OXALINIC DERIVATE OF PROPACHLOR, EXPRESSED AS PROPACHLOR	0.05 *		0.01 一律基準として
PROPAMOCARB (SUM OF PROPAMOCARB AND ITS SALT EXPRESSED AS PROPAMOCARB)	0.2 *		0.01 一律基準として
PROPANIL	0.1 *		0.01 一律基準として
PROPAQUIZAFOP	0.05 *		0.01 一律基準として
PROPARGITE (F)		0.02 *	0.05 PROPARGITE, BPPSとして
PROPHAM			ND
PROPICONAZOLE PROPICONAZOLE	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PROPINEB (EXPRESSED AS PROPILENDIAMINE) (13)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PROPISOCHLOR	0.01 *		0.01 一律基準として
PROPOXUR PROPOXUR	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PROPOXYCARBAZONE (PROPOXYCARBAZONE, ITS SALTS AND 2-HYDROXY-PROPOXY-PROPOXYCARBAZONE, CALCULATED AS			
PROPOXYCARBAZONE)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
PROPYLENE OXIDE			300
PROPYZAMIDE (F) (R)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
PROSULFO CARB		0.05 *	0.01 一律基準として
PROSULFURON	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PROTHIOCONAZOLE PROTHIOCONAZOLE	0.02 *		0.01 一律基準として
PYMETROZINE	0.1 *	0.1	0.01 一律基準として
PYRACLOSTROBIN (F)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
PYRAFLUFEN-ETHYL	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
PYRAZOLYNATE			0.02
PYRAZOPHOS (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PYRETHRINS	0.5		1
PYRIDABEN (F)	0.05 *		0.01 一律基準として
PYRIDALY!			0.02
PYRIDATE (SUM OF PYRIDATE, ITS HYDROLYSIS PRODUCT CL 9673 (6-CHLORO-4-HYDROXY-3-PHENYLPYRIDAZIN) AND			
HYDROLYSABLE CONJUGATES OF CL 9673 EXPRESSED AS PYRIDATE)		0.1 *	0.01 一律基準として
PYRIMETHANIL	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
PYRIPROXYFEN (F)	0.05 *		0.1
QUINALPHOS	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
QUINMERAC	0.1 *		0.01 一律基準として
QUINOXYFEN (F)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
QUINTOZENE (SUM OF QUINTOZENE AND PENTACHLORO-ANILINE EXPRESSED AS QUINTOZENE) (F)		0.05 *	0.01 一律基準として
QUIZAL OFOP, INCL. QUIZALFOP-P		0.05 *	0.01 一律基準として
RESMETHRIN (RESMETHRIN INCLUDING OTHER MIXTURES OF CONSITUENT ISOMERS (SUM OF ISOMERS)) (F)	0.2 *	0.2 *	0.01 一律基準として
RIMSULFURON	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
RONIDAZOLE			ND

農薬有効成分名	EU (0600000)	EU (0640000)	Japan
ROTENONE	0.02 *		0.01 一律基準として
SEC-BUTYLAMINE			0.1
SILAFLUOFEN		·	0.05
Silthiofam	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
SIMAZINE	0.05 *		0.01 一律基準として
SPINOSAD: SUM OF SPINOSYN A AND SPINOSYN D, EXPRESSED AS SPINOSAD (F)		0.02 *	0.01 一律基準として
SPIRODICLOFEN (F)	0.02 *		0.01 一律基準として
SPIROMESIFEN	0.01 *		0.01 一律基準として
SPIROXAMINE (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
SULCOTRIONE	0.05 *		0.01 一律基準として
SULFENTRAZONE			0.05
SULFOSULFURON	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
SULFURYL FLUORIDE			0.2
SULPHUR	5		0.01 一律基準として
TAU-FLUVALINATE (F)	0.01 *		0.01 一律基準として
TEBUCONAZOLE		0.05 *	0.01 一律基準として
TEBUFENOZIDE (F)	0.1	0.00	0.01 一律基準として
TEBUFENPYRAD (F)	0.1		0.01 一律基準として
TEBUTHIURON			0.02
TECNAZENE (F)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
TEFLUBENZURON	0.05 *		0.02
TEFLUTHRIN (F)	0.05	 	0.01 一律基準として
TEPP	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
TEPRALOXYDIM	0.02	0.02	0.05
TERBUFOS	0.01 *		0.03 一律基準として
TERBUTHYLAZINE	0.05 *	 	0.01 一律基準として
TETRACONAZOLE (F)	0.02 *		0.01 一律基準として
TETRADIFON	0.05 *		0.01 一律基準として
THIABENDAZOLE (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
THIACLOPRID (F)	0.05 *	0.05 *	0.02
THIAMETHOXAM	0.00	0.05 *	0.02
THIFENSULFURON-METHYL	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
THIOBENCARB	0.1 *	0.1	0.01 一律基準として
THIOPHANATE-METHYL (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
THIRAM (EXPRESSED AS THIRAM) (13)	0.1	0.1	0.01 一律基準として
TOLCLOFOS-METHYL	0.2	U.Z	0.01 一律基準として
TOLYLFLUANID (SUM OF TOLYLFLUANID AND DIMETHYLAMINOSULFOTOLUIDIDE EXPRESSED AS TOLYLFLUANID) (R)	0.1 *	0.1 *	
TRIADIMEFON AND TRIADIMENOL (SUM OF TRIADIMEFON AND TRIADIMENOL) (F)	0.1	0.1 *	0.01 一律基準として
TRI-ALLATE	0.2 *	U.Z '	0.01 一律基準として
TRIASULFURON	0.1 *	01.*	0.01 一律基準として
TRIAZOPHOS (F)		0.1 *	0.01 一律基準として
TRIBENURON-METHYL	0.02 *		ND COLUMN
TRICHLAMIDE	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
TRICHLAMIDE			0.1

農薬有効成分名	EU (0600000)	EU (0640000)	Japan
TRICHLORFON	0.1 *		0.01 一律基準として
TRICLOPYR (R)	0.1 *		0.03
TRICYCLAZOLE	0.05 *		0.02
TRIDEMORPH (F)		0.1 *	0.01 一律基準として
TRIFLOXYSTROBIN	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
TRIFLUMIZOLE: TRIFLUMIZOLE AND METABOLITE FM-6-1 (N-(4-CHLORO-2-TRIFLUOROMETHYLPHENYL)-N-			
PROPOXYACETAMIDINE), EXPRESSED AS TRIFLUMIZOLE (F)	0.1 *		0.05
TRIFLUMURON (F)	0.05 *		0.02
TRIFLURALIN	0.1 *		0.01 一律基準として
TRIFORINE	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
TRIMETHYL-SULFONIUM CATION, RESULTING FROM THE USE OF GLYPHOSATE (F)	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として
TRINEXAPAC	0.05 *		0.01 一律基準として
TRINEXAPAC-ETHYL			0.02
TRITICONAZOLE	0.02 *	0.02 *	0.01 一律基準として
VAMIDOTHION			0.02
VINCLOZOLIN (SUM OF VINCLOZOLIN AND ALL METABOLITES CONTAINING THE 3,5-DICHLORANINILINEMOIETY, EXPRESSED AS			
VINCLOZOLIN) (R)	0.1 *	0.1 *	0.01 一律基準として
WARFARIN			0.001
ZIRAM (13)	0.2 *	0.2 *	0.01 一律基準として
ZOXAMIDÉ	0.05 *	0.05 *	0.01 一律基準として

<注釈>

①農薬有効成分名欄に記載されている(F)は脂溶性である事を示し、(R)は別途説明の記載がなされている事を示します。

~(R)の記載がなされている農薬有効成分について~

ACETAMIPRID: acetamipridとIM-2-1 metaboliteの総和

BENTAZONE: bentazone単体をさす

BOSCALID: boscalidとconguatesを含むM 510F01の総和

CARBENDAZIM: carbendazim、thiophanate-methylをcarbendazimに換算したものの総和

CAMPHECHLOR: Parlar No 26, 50 and 62の3つの指標化合物の総和 Parlar No 2 = 2-endo,3-exo,5-endo,6-exo,8,8,10,10-octachlorobornane

Parlar No 5 = 2-endo,3-exo,5-endo,6-exo,8,8,9,10,10-nonachlorobornane

Parlar No 62 = 2,2,5,5,8,9,9,10,10,-nonachlorobornane

CHLORDANE: シス-トランス異性体とoxychlordaneをchlordaneに換算したものの総和

CHLORPROPHAM: chlorprophamと4'-hydroxychlorpropham-O-sulphonic acid (4-HSA)をchlorprophamに換算したものの総和

CYPRODINIL: cyprodinilとCGA 304075代謝物の総和

CLOFENTEZINE: 2-chlorobenzoylを含む化合物をclofentezineに部分換算したものの総和 DIFLUBENZURON: diflubenzuronと4 -chlorophenylureaをdiflubenzuronに換算したものの総和

FENPROPIDIN: fenpropidinとCGA289267をfenpropidinに換算したものの総和

FENPROPIMORPH: fenpropimorph carboxylic acid (BF 421-2)をfenpropimorphに換算したものの総和

FENTIN ACETATE: triphenyltin cationをFentin含量に換算したもの FENTIN HYDROXIDE: triphenyltin cationをFentin含量に換算したもの FLUCYTHRINATE: 各異性体をFlucythrinateに換算したものの総和

FLUROXYPYR: fluroxypyr単体をさす

FLUSILAZOLE: flusilazoleとその代謝物IN-F7321をflusilazoleに換算したものの総和

HALOXYFOP-Rを含むHALOXYFOP: haloxyfop-Rをhaloxyfop-Rに換算したHaloxyfop-Rand複合体をさす

IPRODIONE: vinclozolin、iprodione、procymidone、および3.5-dichloroanilineを含む全ての代謝物を3,5-dichloroanilineに換算したものの総和

KRESOXIM-METHYL: 490M1をkresoxim-methylに換算したもの、乳製品については490M9をaskresoxim-methylに換算したものの総和

LAMBDA-CYHALOTHRIN: 異なる異性体の化合物(異性体の総和)を含むlambda-cyhalothrinをさす

MCPA AND MCPB: MCPA、MCPB、MCPAチオエチルをMCPAに換算したものの総和

MALEIC HYDRAZIDE: maleic hydrazideとその複合物をmaleic hydrazideに換算したものの総和

MILBEMECTIN: Milbemectin単体をさす

MYCLOBUTANYL: alpha-(3-hydroxybutyl) - alpha - (4-chloro-phenyl) - 1H - 1,2,4 - triazole -1-propanenitrile (RH9090)をyclobutanilに換算したものの総和

SPIROXAMINE: spiroxamine carboxylic acidをspiroxamineに換算したものの総和

PHENMEDIPHAM: phenmedipham (Methyl-N-(3-hydroxyphenyl) carbamate (MHPC)をphenmediphanに換算したものの総和

PROCYMIDONE: vinclozolin、iprodione、procymidone、3.5-dichloroanilineを含む化合物とすべての代謝物を3.5 dichloroanilineに部分換算したものの総和

PROPYZAMIDE: propyzamideと3,5-dichlorobenzoicの酸分画を含む全ての代謝物をpropyzamideに換算したものの総和

THIABENDAZOLE: thiabendazoleと5-hydroxythiabendazoleの総和

THIOFANATE-METHYL: carbendazimとthiophanate-methylをcarbendazimに換算したものの総和

TOLYLFLUANID: dimethylaminosulfotoluidideと分析されたTolylfluanidをtolylfluanidに換算したものの総和

TRICLOPYR: triclopyrと3,5,6 trichloro-2-pyridinolの総和

VINCLOZOLIN: vinclozolin, iprodione, procymidone, 3,5-dichloroanilineを含む化合物と全ての代謝物を3,5 dichloroanilineに部分換算したものの総和

- ②農薬の有効成分次の番号については、それぞれ下記内容を示します。
- (7) 二硫化炭素換算のなされたMRLは、異なる複数のdithiocarbamatesにより構成されるものであるため、適正使用基準(GAP)には反映しません。従って、これらのMRLはGAP適合性の確認には使用できません。
- (10) RPA 202248は2-cyano-3-cyclopropyl-1-(2-methylsulfonyl-4-trifluoromethylphenyl) propane-1,3-dioneをさします。RPA203328は、2-methanesulfonyl-4-trifluoromethylphenyoic acidをさします。
- (13) 残留二硫化炭素として示されたdithiocarbamatesは、それぞれを個別に認識することは一般的には不可能です。しかしながら、単体での残留分析は、propineb、ziram、thiramについては可能です。propineb、ziram、thiramの定量分析が必要な場合は、その分析方法はケースパイケースで行われます。
- ③MRL記載欄に*印が付いている場合は、当該MRLはLODを基準として設定されている事を示します。
- ④EU0600000: "Tea, Coffee, Harbal Infusions and Cocoa"はEU0640000: "Cocoa (fermented beans)"に対する親番となります。EU0640000にて 個別にMRLが設定されていない農薬有効成分についてはEU0600000のMRLが適用となります。

以上

カカオ豆の外皮(シェル)除去方法例(非加熱)

日本チョコレート・ココア協会

カカオ豆の残留農薬分析における「検査部位」について、EU では法律で「Beans after removal of shells」と決められているが、具体的な外皮(シェル)を除去する方法については定めていない。 ョーロッパのカカオ豆の加工会社をメンバーとする ECA(European Cocoa Association)は、外皮を除く方法として、予備加熱(130 $^\circ$ C—25分)を推薦している。

日本チョコレート・ココア協会は以下に述べる「カカオ豆の外皮を非加熱で除去する方法」を提案する。

カカオ豆は全体の87%を占めるニブ(Cotyledon)と1%のジャームを包む約12%の外皮(Husk 又はシェル)から構成されている。工業的製法では予備加熱して外皮とニブの間に隙間をつくり、クラッシャーで破砕したあと、風選により外皮を分離したニブを焙煎する。ホールの状態では、非加熱で外皮(シェル)をニブから取り除くことは容易ではないが、下記の方法に準じて行えば、加熱をしなくても比較的短時間で外皮を取り除くことができる。方法は、破砕と風選の順に行う。

<破砕 >

豆を砕くこと(破砕)で、出来るだけ細粒化することにより外皮は二ブから剥がれやすくなるが、ニブは50%を超える油脂分があるため、発熱によりペースト化したり、粉末が出たりしないような注意が必要である。破砕は、2種類の方法について述べる。

・方法 1 装置と操作

パワーカッテイングミル (ドイツ レッチェ社 SM 2000:約 200 万円) のローターは<u>セクションローター</u> (回転数 695 回転) を使い、ローターの下の<u>スクリーンは 10mm</u> のものを使う。





ミルの上部から、カカオ豆 1 k g $6 \text{ 5} \sim 10$ 分かけて投入し、スクリーンを通って排出される破砕物を容器で受ける。

・方法 2 装置と操作

市販のフードカッターと<u>金属篩 3.5 メッシュ(目開き 5.60m/m)</u>





<u>250gの豆を5秒間処理し、篩を通し、篩の残渣は再度5秒処理して篩を通す。この操作を篩の残渣がなくなるまで繰り返す</u>。回数は豆の種類により異なるが、4回から10回ぐらい。1kgの場合、250gの処理を4回行い、破砕物を合わせる。

<風選 (ウイノア) >

カカオ豆の破砕物を風力により軽いもの(低比重部)と重いもの(高比重部)に分けるのが風選である。

装置と操作

風力選別機は、農薬分析に使用するため、洗浄可能なカートリッジ式に改造された JOHN & GORDON の装置を用いる。(約50万円)





左側には軽比重部(外皮)、右側には高比重部(ニブ)が出る

サンプルを右上のホッパーから入れると、下部から上昇してくる風に当たり、軽いものは風と一緒に 半弧になった最上部を通り抜け、斜めに付いた樋に落ち、左側から出るのに対し、重いものは風に逆ら って落ち右側から出る。風量は正面にあるダイヤルで調整される。カカオ豆破砕物の場合、主として左 の軽比重部には外皮が、右側の高比重部にはニブが出てくる。工業的製造法ではロースト前のニブに2% 以下の外皮が含まれるが、装置のダイヤルを回し風量を変えることで、高比重部の収率を変えると、高 比重部のニブに含まれる外皮混入率を変えることが出来る。又、ニブ中の外皮は目視で取り出し、外皮 混入率を計算することが出来る。

カカオ豆は生産国により豆の外皮の厚み(重さ)が異なるものもあるため、生産地域により高比重部の収率を決めることで、外皮の混入率はほぼ一定に出来る。<u>破砕物を投入(1分/1kg)し、得られた高比重部を繰り返し</u>2回通したもので収率をチェックする。西アフリカ豆、エクアドル豆では高比重部の収率を 85%、ベネズエラ豆を 80%にセットすることにより、いずれの場合もニブ中の外皮混入率はほぼ 2%になる。

CODEX STANDARD FOR COCOA (CACAO) MASS (COCOA/CHOCOLATE LIQUOR) AND COCOA CAKE

CODEX STAN 141-1983, Rev. 1-2001

1. SCOPE

This standard applies to Cocoa (Cacao) Mass or Cocoa/Chocolate Liquor, and Cocoa Cake, as defined, for the use in the manufacture of cocoa and chocolate products. These products may also be sold directly to the consumer.

2. DESCRIPTIONS

2.1 COCOA (CACAO) MASS (COCOA/CHOCOLATE LIQUOR)

Cocoa (Cacao) Mass or Cocoa/Chocolate Liquor is the product obtained from cocoa nib, which is obtained from cocoa beans of merchantable quality which have been cleaned and freed from shells as thoroughly as is technically possible with/without roasting, and with/without removal or addition of any of its constituents.

2.2 COCOA CAKE

Cocoa Cake is the product obtained by partial or complete removal of fat from cocoa nib or cocoa mass.

3. ESSENTIAL COMPOSITION AND QUALITY FACTORS

3.1 COCOA MASS (COCOA/CHOCOLATE LIQUOR)

Cocoa Shell and Germ	not more than 5% m/m calculated on the fat-free dry matter			
	or			
	not more than 4.5% calculated on an alkali free basis (for Cocoa Shell only)			
Cocoa Butter	47-60% m/m			
3.2 COCOA CAKE				
Cocoa Shell and Germ	not more than 5% m/m calculated on the fat-free dry matter			
	or			
	not more than 4.5% calculated on an alkali free basis (for Cocoa Shell only)			

4. FOOD ADDITIVES

Only those food additives listed below may be used and only within the limits specified.

4.1 A	CIDITY REGULATORS	MAXIMUM LEVEL
503(i)	Ammonium carbonate	
527	Ammonium hydroxide	
503(ii)	Ammonium hydrogen carbonate	
170(i)	Calcium carbonate	
330	Citric acid	
504(i)	Magnesium carbonate	
528	Magnesium hydroxide	Limited by GMP
530	Magnesium oxide	•
501(i)	Potassium carbonate	
525	Potassium hydroxide	
501(ii)	Potassium hydrogen carbonate	
500(i)	Sodium carbonate	
524	Sodium hydroxide	
500(ii)	Sodium hydrogen carbonate	
526	Calcium hydroxide	
338	Orthophosphoric acid	2.5 g/kg expressed as P ₂ 0 ₅ in finished cocoa and chocolate products
334	L-Tartaric acid	5 g/kg in finished cocoa and chocolate products
4.2	EMULSIFIERS	MAXIMUM LEVEL
471	Mono- and diglycerides of edible fatty acids	
		Limited by GMP
322	Lecithin	

442	Ammonium salts of phosphatidic acids	10 g/kg in finished cocoa or chocolate products
476	Polyglycerol esters of interesterified ricinoleic acid	5 g/kg in finished cocoa or chocolate products
4.3	FLAVOURING AGENTS	MAXIMUM LEVEL
	Natural and artificial flavours, except those which reproduce the flavour of chocolate or milk	Limited by GMP
	Vanillin	

5. HYGIENE

Ethyl vanillin

5.1

It is recommended that the products covered by the provisions of this standard be prepared and handled in accordance with the appropriate sections of the *Recommended International Code of Practice - General Principles of Food Hygiene* (CAC/RCP 1-1969, Rev.3-1997), and other relevant Codex texts such as Codex Codes of Hygienic Practice and Codes of Pratice.

5.2

The products should comply with any microbiological criteria established in accordance with the Principles for the Establishment and Application of Microbiological Criteria for Foods (CAC/GL 21-1997).

6. LABELLING

In addition to the Codex General Standard for Labelling of Prepackaged Foods (CODEX STAN 1-1985, Rev.1-1991) the following apply:

6.1 NAME OF THE PRODUCT

6.1.1

The name used to describe the product defined under Section 2.1 and complying with provisions of Section 3.1 of the Standard include "Cocoa (Cacao) Mass", "Cocoa/Chocolate Liquor", "Cocoa Paste", "Unsweetened Chocolate" and "Bitter Chocolate".

In the case of products traded internationally, the name of the product shall be acceptable to the importing authorities.

6.1.2

The name of the product described under Section 2.2 and complying with provisions of Section 3.2 of the Standard shall be: "Cocoa Cake".

CODEX STAN 141 Page 4 of 4

6.2 LABELLING OF NON-RETAIL CONTAINERS

6.2.1

Information required in Section 6.1 of this Standard and Section 4 of the Codex General Standard for the Labelling of Prepackaged Foods shall be given either on the container or in accompanying documents, except that the name of the product, lot identification, and the name and address of the manufacturer, packer, distributor and/or importer shall appear on the container.

6.2.2

However, lot identification, and the name and address of the manufacturer, packer, distributor and/or importer may be replaced by an identification mark provided that such a mark is clearly identifiable with the accompanying documents.

7. METHODS OF ANALYSIS AND SAMPLING

7.1 DETERMINATION OF COCOA SHELL

According to AOAC 968.10 and 970.23.

7.2 DETERMINATION OF FAT CONTENT

According to AOAC 963.15 or IOCCC 14 (1972).

7.3 DETERMINATION OF LEAD

According to AOAC 934.07.

CODEX STANDARD FOR COCOA(CACAO)MASS(COCOA/CHOCOLATE LIQUOR) AND COCOA CAKE

CODEX STAN 141-1983, Rev. 1-2001

1. ねらい

本基準は、ココアおよびチョコレート製品を製造するために使われるココア(カカオ)マスまたはココア/チョコレート・リカーとココアケーキに適用される。これらの製品は消費者に直接販売されることもある。

2. 定義

 $2.1 \quad \text{and} \quad (\text{bh}) = 2.1 \quad \text{and} \quad (\text{constant}) = 2.1 \quad \text{and} \quad (\text{constant}) = 2.1 \quad \text{constant} \quad (\text{constant}) = 2.1 \quad \text{const$

ココア(カカオ)マスまたはココア/チョコレート・リカーは、カカオニブから得られる製品で、そのカカオニブとは、適正品質のカカオ豆をクリーニングし、シェル(外皮)を技術的に可能な範囲で完全に取り除き、ローストして/もしくはローストしないで、そしてその成分のどれかを除去ないしは追加したりして/しないで、得られるものである。

2.2 ココアケーキ

ココアケーキは、カカオニブまたはカカオマスから脂肪分を一部もしくは完全に除去する ことにより得られるものである。

3. 必須となる組成および品質要素

3.1 カカオマス

	脂肪分のない固形分ベースで5% m/m以下
カカオ外皮(シェル)	もしくは
および胚芽(ジャーム)	アルカリ処理されていない状態で、4.5%以下
	(カカオシェルのみで)
ココアバター	47—60% m/m

<補足説明>

ココア用カカオマスは、通常アルカリ処理をするが、チョコレート用カカオマスは、アルカリフリーである。

カカオマスの成分は、一般的にココアバター55%と脱脂固形分 45%であり、その脱脂固形分がカカオ外皮(シェル)を 4.5%含有するということは、45×0.045=2.0 となるので、ココアバター55%のカカオマスの場合、カカオ外皮(シェル)は、2.0%以下である。

3.2 ココアケーキ

	脂肪分のない固形分ベースで5% m/m以下
カカオ外皮(シェル)	もしくは
および胚芽(ジャーム)	アルカリ処理されていない状態で 4.5%以下
	(カカオシェルのみで)

4. 食品添加物

以下に記載の食品添加物だけが、その規定限度に限って使用を認められている。

4.1 酸性の規定

最大レベル

503 (i)	炭酸アンモニウム	
527	水酸化アンモニウム	
503 (ii)	炭酸水素アンモニウム	
170 (i)	炭酸カルシウム	
330	クエン酸	
504 (i)	炭酸マグネシウム	
528	水酸化マグネシウム	
530	酸化マグネシウム	GMPの制限に従う
501 (i)	炭酸カリウム	
525	水酸化カリウム	
501 (ii)	炭酸水素カリウム	
500 (i)	炭酸ナトリウム	
524	水酸化ナトリウム	
500 (ii)	炭酸水素ナトリウム	
526	水酸化カルシウム	
220		2.5g/kg(ココアとチョコレートの最終製品の中で
338	オルトリン酸	P ₂ O ₅ として)
334	L-酒石酸	5g/kg (ココアとチョコレートの最終製品で)

4.2 乳化剤

最大レベル

471	可食脂肪酸のモノ and ジグリセリド	GMP の制限に従う
322	レシチン	diMP の制度に促う
442	ホスファチジン酸のアンモニウム塩	10g/kg (ココアとチョコレートの最
442	ハヘファテクン酸のアンモニウム塩	終製品で)
476	inter-esterified されたリシノール酸の	5g/kg(ココアとチョコレートの最
4/0	ポリグリセンエステル	終製品で)

最大レベル

天然および人工香味料で、チョコレートまたはミルクの香味を再生	
したものを除く。	OND & AUTHORITA
バニリン	GMP の制限に従う
エチルバニリン	

5. 衛生

- 5.1 本基準の規定が適用される製品は、「Recommended International Code of Practice-General Principles of Food Hygiene (CAC/RCP 1-1969, Rev. 3-1997」(推奨された国際的慣行一食品衛生の基本原理 (CAP/RCP 1-1969 年、改定 3-1997 年)) に記載されている必要な事項に沿って製造、取り扱われることが勧められる。
- 5.2 製品は、「Principles for the Establishment and Application of Micorbiological Criteria for Foods (CAC/GL 21-1997)」(食品の微生物基準の制定とアプリケーションの原理 (CAC/GL 21-1997 年)) に応じて制定された微生物基準に適合する必要がある。

6. ラベリング

Codex General Standard for Labeling of Prepackaged Foods (Codex Stan 1 – 1985, Rev. 1-1991) (包装された食品のラベリングに関する Codex 一般基準 (Codex Stan1-1985 年、改定 1-1991 年) に加えて、以下の事項が適用される:

6.1 商品名

6.1.1

本基準の 2.1 に定義され、そして 3.1 項の規定に適合している製品を言い表すのに使用される名前は、「ココア(カカオ)マス」、「ココア/チョコレート・リカー」、「ココアペースト」、「無糖チョコレート」および「ビターチョコレート」を含む。

これらの製品が国際間で取引される場合、製品名は輸入国の輸入当局が承認したものでなければならない。

6.1.2

本規定の 2.2 項に言い表され、そして 3.2 項の規定に適合している製品の名前は、「ココアケーキ」とする。

6.2 非小売商品のラベリング

6. 2. 1

本基準の 6.1 項および Codex General Standard for the labeling of Prepackaged Foods (包装された食品のラベリングに関する Codex 一般基準)の 4 項で求められる情報は、当該容器または付属書類に記載されなければならない。但し、製品名、ロット識別番号、製造者、包装者、販売者、または輸入者の名前と住所は、当該容器に表示されなければならない。

6. 2. 2

但し、ロット識別番号、製造者、包装者、販売者、または輸入者の名前と住所は、識別マークが添付書類にて身元確認可能な場合には、その識別マークにて代用することが認められている。

7. サンプリングと分析方法

7.1 カカオシェルの測定

AOAC の 968.10 項および 970.23 項による。

7.2 脂肪分の測定

AOAC の 963.15 項または IOCCC の 14 項 (1972 年) による。

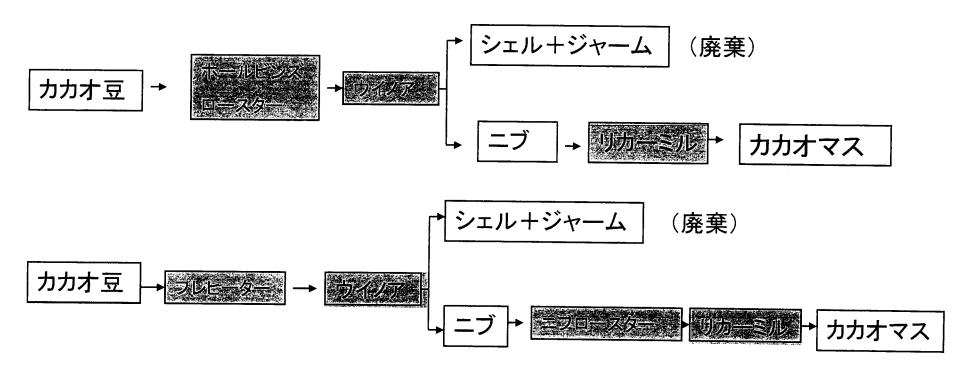
7.3 鉛の測定

AOACの 934.07 項による。

カカオ豆の工業的処理法

カカオ豆の組成は胚乳部と外皮(シェル)から出来ており、チョコレートに使われる部分は、この胚乳部のうち、胚芽(ジャーム)を除いたニブ(nib)と呼ばれる部分です。ニブはカカオ豆の87%、外皮と胚芽で13%を占めます。

工業的には、下記の二つの方法のどちらかで、ロースト(焙煎)または未ロースト(未焙煎)のカカオ豆を、ウイノア(Winnower: Winnowing machineとも言う)で処理することにより、破砕した豆を各種の篩を使って、ニブ、シェル、ジャームに分離します。ローストされたニブは、粗砕され、リカーミルですり潰されて、ペースト状のカカオマスになります。このカカオマスがチョコレートの原料に使用されます。シェルとジャームは廃棄されます。



国民平均、幼小児、妊婦、高齢者別の農産物・畜水産物摂取量 (平成10~12年の国民栄養調査の結果より)

		1日当たりの農産物摂取量(g)			
	国民平均	国民平均 高齢者 妊婦			
米 ※米加工品	185.1	(65歳以上) 188.8	139.7	(1~6歳) 97.7	
	100.1	100.0	135.1	91.7	
小麦 大麦	116.8	83.4	123.4	82.3	
<u>人</u> 友 ライ麦	5.9	3.6	0.3	0.1	
トウモロコシ	0.1	0.1	0.1	0.1	
ソバ	2.5 3.7	0.8 4.8	2.7	4.3	
その他の穀類	0.3	0.3	1.4 0.5	0.8 0.2	
大豆 ※加工品	56.1	58.8	45.5	33.7	
小豆類(含インゲン、ササゲ、レンズ)	1.4	2.7	0.1	0.5	
エンドウ	0.3	0.4	0.3	0.1	
ソラマメ	0.2	0.4	0.1	0.1	
ラッカセイ	0.5	0.6	0.2	0.3	
その他の豆類	0.1	0.1	0.1	0.1	
ばれいしょ	36.6	27.0	39.8	21.3	
さといも類(含やつがしら) かんしょ	11.6	17.3	7.9	5.7	
やまいも(長いも)	15.7	16.8	13.8	17.7	
こんにやくいも	2.6	4.3	1.6	0.5	
その他のいも類 ※いも類加工品	12.9	13.4 0.4	11.0 0.8	5.7	
してんさい	4.5	4.0	3.4	3.7	
さとうきび ※輸入砂糖	13.4	12.1	10.3	11.3	
だいこん類(含ラディッシュ)(根)	45.0	58.5	28.7	18.7	
だいこん類(含ラディッシュ)(葉)	2.2	3.4	0.9	0.5	
かぶ類(根)	2.6	4.2	0.7	0.7	
かぶ類(葉)	0.5	1.1	0.3	0.1	
西洋ワサビ	0.1	0.1	0.1	0.1	
クレソン	0.1	0.1	0.1	0.1	
はくさい	29.4	31.7	21.9	10.3	
キャベツ(含芽キャベツ) ケール	22.8	19.9	22.9	9.8	
こまつな	0.1	0.1	0.1	0.1	
きょうな	4.3	5.9	1.6	2.0	
チンゲンサイ	0.3	0.3	0.1	0.1	
はなやさい(カリフラワー)	0.4	1.9 0.4	1.0 0.1	0.3	
はなやさい(ブロッコリー)	4.5	4.1	4.7	2.8	
その他のアブラナ科野菜	2.1	3.1	0.2	0.3	
ゴボウ	4.5	5.2	2.4	1.6	
サルシフィー	0.1	0.1	0.1	0.1	
アーティチョーク	0.1	0.1	0.1	0.1	
チコリ	0.1	0.1	0.1	0.1	
エンダイブ	0.1	0.1	0.1	0.1	
しゅんぎく	2.5	3.7	1.9	0.6	
レタス(含チシャ、サラダナ)	6.1	4.2	6.4	2.5	
その他のきく科野菜	0.4	0.7	0.5	0.1	
たまねぎ (会!!+)	30.3	22.6	33.1	18.5	
ねぎ(含リーキ) ニンニク	11.3	13.5	8.2	4.5	
にら	0.3	0.3	0.1	0.1	
トレウ トアスパラガス	1.6	1.6	0.7	0.7	
ワケギ	0.9	0.7	0.4	0.3	
その他のゆり科野菜	0.2	1.8	0.1 0.1	0.1	
- 1- //11/1/1	0.9	1.6	U.1	0.1	

	1日当たりの農産物摂取量 (g)			
	国民平均	高齢者	妊婦	小児
		(65歳以上)		(1~6歳)
) _) _ ()	04.0	00.0	25.1	16.3
にんじん	24.6	22.3	25.1 0.1	0.1
パースニップ	0.1 0.1	0.1 0.1	0.1	0.1
パセリ		0.1	0.1	0.1
セロリ	0.4	0.4	0.3	0.1
みつば こっぱっからび Win th	0.2			0.1
その他のせり科野菜	0.1	0.3	0.1	0.1
トマト	24.3	18.9	24.5	16.9
トイト	4.4	3.7	1.9	2.0
ナス	4.0	5.7	3.3	0.9
- これでは、	0.2	0.3	0.1	0.1
との個のなり作為不				
きゅうり(含ガーキン)	16.3	16.6	10.1	8.2
かぼちゃ(含スカッシュ)	9.4	11.5	6.9	5.8
しろうり(野菜)	0.3	0.8	0.1	0.1
スイカ(果実)	0.1	0.1	0.1	0.1
メロン類(果実)	0.4	0.3	0.1	0.3
まくわうり(果実)	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.5	0.7	2.3	0.1
				1
ほうれん草	18.7	21.7	17.4	10.1
たけのこ	2.0	1.7	2.6	0.7
おくら	0.3	0.3	0.2	0.2
しょうが	0.6	0.7	0.7	0.2
未成熟えんどう	0.6	0.6	0.7	0.2
未成熟インゲン	1.9	1.8	1.8	1.2
えだまめ	0.1	0.1	0.1	0.1
	0.3	0.1	0.6	0.2
マッシュルーム	4.7	4.9	3.8	1.8
しいたけ その他のきのこ類	9.8	9.9	7.7	4.0
ての他のさのこ類	9.8	9.9	1.1	4.0
その他の野菜	12.6	12.2	9.6	9.7
みかん	41.6	42.6	45.8	35.4
なつみかん	0.1	0.1	0.1	0.1
なつみかんの皮	0.1	0.1	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0.1	0.1	0.1	0.1
レモン	0.3	0.3	0.3	0.2
オレンジ(含ネーブルオレンジ)	0.4	0.2	0.8	0.6
グレープフルーツ	1.2	0.8	2.1	0.4
ライム	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のかんきつ	0.4	0.6	0.1	0.1
りんご	35.3	35.6	30.0	36.2
日本なし	5.1	5.1	5.3	4.4
西洋なし	0.1	0.1	0.1	0.1
マルメロ	0.1	0.1	0.1	0.1
びわ	0.1	0.1	0.1	0.1
			Í	
66	0.5	0.1	4.0	0.7
ネクタリン	0.1	0.1	0.1	0.1
アンズ(含アプリコット)	0.1	0.1	0.1	0.1
スモモ(含プルーン)	0.2	0.2	1.4	0.1
ウメ	1.1		1.4	0.3
おうとう(チェリー)	0.1	0.1	0.1	0.1
		1		
1	1	L	L	

		1日当たりの農産物摂取量 (g)			
	国民平均	国民平均 高齢者 妊婦 /			
		(65歳以上)	,, , , , , , , , , , , , , , , , ,	(1~6歳)	
イチゴ	0.3	0.1	0.1	0.4	
ラズベリー	0.1	0.1	0.1	0.1	
ブラックベリー	0.1	0.1	0.1	0.1	
ブルーベリー	0.1	0.1	0.1	0.1	
クランベリー	0.1	0.1	0.1	0.1	
ハックルベリー	l l		0.1	0.1	
その他のベリー類	0.1	0.1			
ての他のアペリー類	0.1	0.1	0.1	0.1	
ブドウ	5.8	3.8	1.6	4.4	
かき	31.4	49.6	21.5	8.0	
"		10.0	12.0	0.0	
バナナ	12.6	17.7	8.7	11.3	
キウィー	1.8	2.0	1.1	1.3	
パパイヤ	0.1	0.1	0.1	0.1	
アボカド	0.2	0.2	0.1	0.1	
パイナップル	0.8	0.5	0.1	1.0	
グアバ	0.1	0.1	0.1	0.1	
マンゴー	0.1	0.1	0.1	0.1	
パッションフルーツ	0.1	0.1	0.1	0.1	
ナツメヤシ	0.1	0.1	0.1	0.1	
	0.1	0.1	0.1	0.1	
その他の果実	3.9	1.7	1.4	5.9	
ひまわり (種子)	0.1	0.1	0.1	0.1	
ゴマ (種子)	1.0	1.4	0.4	0.6	
べにばな(種子)	0.1	0.1	0.1	0.1	
綿実(種子)	0.1	0.1	0.1	0.1	
なたね	8.4	5.3	8.2	5.0	
その他のオイルシード	0.1	0.1	0.1	0.1	
	0.1	0.1	0.1	0.1	
ぎんなん	0.1	0.2	0.1	0.1	
くり	0.7	0.8	0.1	1.3	
ペカン	0.1	0.1	0.1	0.1	
アーモンド	0.1	0.1	0.1	0.1	
クルミ	0.1	0.1	0.1	0.1	
その他のナッツ	0.1	0.1	0.1	0.1	
茶	3.0	4.3	3.5	1.4	
コーヒー豆	2.6	1.4	1.5	0.1	
カカオ豆	0.3	0.2	0.4	0.3	
ホップ	0.1	0.1	0.1	0.1	
7.3.1 OF	0.1	0.1	0.1	0.1	
みかんの皮				0.1	
その他のスパイス	0.1	0.1	0.1	0.1	
その他のハーブ	0.1	0.1	0.1	0.1	

	1日当たりの畜水産物摂取量 (g)			
	国民平均	高齢者	妊婦	小児
		(65歳以上)		(1~6歳)
牛・豚・羊・馬・山羊の筋肉及び脂肪	56.2	_	59.7	32.4
牛・豚・羊・馬・山羊の食用部分(筋肉及び脂肪を除く)	1.3		0.8	0.5
乳	142.7	***	183.1	197.0
家きんの肉類	20.2	-	16.2	18.5
家きんの卵類	40.2	~~	-	29.3
魚介類	94.1	~	-	42.8
はちみつ	0.4	0.6	0.6	0.2

	国民平均	高齢者 (65歳以上)	妊婦	小児 (1~6歳)
平均体重(kg)	53.3	54.2	55.6	15.8

 γ

食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価結果について

1)食品健康影響評価結果を受けたもの

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受け て取った措置等
1	クロルピリホス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項		厚生労働省発食安第1029002号 厚生労働省発食安第0718004号	H19.03.22	府食第304号	
2	エチプロストン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.10.16	厚生労働省発食安第1016001号		府食第535号 府食第43号(一部改訂)	平成21年2月3日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 告示手続中
3	カナマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218005号	H19.05.31	府食第536号	
4	パロモマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112019号	H19.05.31	府食第537号	平成21年3月6日部会審議 WTO通報・パブリックコメント終了
5	ベンジルペニシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205012号	H19.05.31	府食第538号	
6	イミダクロプリド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項 第24条第1項第1号		厚生労働省発食安第0904005号 厚生労働省発食安第0223003号	H19.06.14	府食第596号	平成21年5月20日部会審議 平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント準備中
7	フルリドン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218014号	H19.08.23	府食第801号	
8	フロルフェニコール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H18.07.18	厚生労働省発食安第0913007号 厚生労働省発食安第0718021号 厚生労働省発食安第0112020号	H19.08.30	府食第822号	平成20年6月20日部会審議 平成20年8月7日部会審議 平成20年10月10日分科会審議 平成20年10月24日部会審議
9	チアンフェニコール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項		厚生労働省発食安第0913004号 厚生労働省発食安第0718019号	H19.10.04	府食第973号	
10	テブフェノジド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項		厚生労働省発食安第0806009号 厚生労働省発食安第0305017号	H19.11.08	府食第1106号	

ا ا

参考資料2

	١	
(J	
	ī	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受け て取った措置等
	11 セフォペラゾン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112016号	H19.12.20	府食第1242号	平成21年3月6日部会審議 パブリックコメント終了
	12 イミベンコナゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305007号	H19.12.20	府食第1243号	
	13 コリスチン	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305025号	H20.01.24	府食第81号	
	14 クロチアニジン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.01.11	厚生労働省発食安第0111003号	H20.02.28	府食第218号	平成20年12月9日部会審議 平成21年12月25日分科会審議 平成21年7月2日告示
	15 ブロチゾラム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.10.16	厚生労働省発食安第1016003号	H20.03.13	府食第279号	平成21年5月20日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報、パブリックコメント準備中
	16 インドキサカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.11.08 H18.07.18	厚生労働省発食安第1108003号 厚生労働省発食安第0718034号	H20.04.03	府食第356号	平成21年7月24日部会審議予定
	17 チアメトキサム	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H16.08.03 H18.07.18	厚生労働省発食安第0803001号 厚生労働省発食安第0718002号	H20.04.03	府食第357号	平成20年12月9日部会審議 平成21年12月25日分科会審議 平成21年7月2日告示
	18 メタミドホス		食品安全基本法 第24条第2項	H20.02.12	厚生労働省発食安第0212004号	H20.05.01	府食第475号	平成20年9月19日部会審議
	19 ブプロフェジン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.21	厚生労働省発食安第0821002号	H20.05.15	府食第527号	平成20年7月11日部会審議 平成20年7月30日分科会審議 平成21年7月24日部会審議予定
2	20 リファキシミン		食品安全基本法 第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522008号	H20.06.05	府食第617号	平成21年5月20日部会審議 WTO通報、パブリックコッメント準備

		物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて取った措置等
1	21	タウリン	飼料添加物	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325018号	H20.06.26	府食第715号	平成20年7月11日部会審議 平成20年7月30日分科会審議 薬事・食品衛生審議会からの答申を 受け対象外物質として意見聴取
2	22	タウリン	対象外物質	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.09.22	厚生労働省発食安第0922002号	H21.02.19	府食第167号	平成21年2月3日部会審議 平成21年3月24日分科会審議 平成21年6月23日告示
2	23 7	カズサホス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.03.03	厚生労働省発食安第0303010号	H20.07.03	府食第745号	平成21年2月3日部会審議 平成21年3月24日分科会審議 平成21年7月2日告示
2	24 :	フェンブコナゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.02.12	厚生労働省発食安第0212001号	H20.07.03	府食第746号	平成20年12月9日部会審議 平成21年12月25日分科会審議 平成21年7月2日告示
2	25	フロニカミド		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.02.12	厚生労働省発食安第0212002号	H20.07.03	府食第747号	平成20年8月7日部会審議 平成20年10月10日分科会審議 平成21年7月2日告示
2	1 6	-リフロキシストロビン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605003号	H20.08.01	府食第840号	
2	7 7	ナキサジクロメホン		食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.06.02 H19.03.05	厚生労働省発食安第0602001号 厚生労働省発食安第0305010号	H20.08.21	府食第905号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント準備中
2	8 2	ブキサミド		食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112009号	H20.08.21	府食第906号	
25	9 7	Fアゾピル ,		食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第00605009号	H20.08.29	府食第926 号	
30	بر 0	タフルミゾン		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.02.27	厚生労働省発食安第0227001号	H20.08.29	府食第927号	平成21年3月6日部会審議 平成21年3月24日分科会審議 告示手続中

	ı
1	ı
œ	ı
ī	ŀ

.

7

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Υ	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			<u> </u>	
	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受け て取った措置等
31	アセタミプリド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.02.12	厚生労働省発食安第0212003号	H20.08.29	府食第928号	平成20年12月9日部会審議 平成21年2月3日部会審議 WTO通報・パブリックコメント終了
32	トリルフルアニド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項		厚生労働省発食安第0602002号 厚生労働省発食安第0605010号	H20.09.04	府食第955号	
33	プロポキシカルバゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112012号	H20.09.04	府食第956号	
34	アセキノシル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.07.13	厚生労働省発食安第0713005号	H20.09.11	府食第984号	平成21年5月20日部会審議 平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント手続中
35	ピリブチカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806011号	H20.09.11	府食第985号	
36	オキサジアゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.01.11	厚生労働省発食安第0111001号	H20.09.25	府食第1017号	
37	カルボキシン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305011号	H20.09.25	府食第1018号	
38	3 クロフェンセット	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605006号	H20.10.02	府食第1041号	
39) フルフェンピルエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112011号	H20.10.02	府食第1042号	
40	クロラントラニリプロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325001号	H20.10.09	府食第1080号	平成21年3月6日部会審議 平成21年3月24日分科会審議 告示手続中

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受け て取った措置等
41	ピリプロキシフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.06.02	厚生労働省発食安第0602003号	H20.10.09	府食第1081号	
42	プレチラクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号		厚生労働省発食安第0701015号 厚生労働省発食安第0925001号	H20.10.09	府食第1082号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント準備中
43	フルアクリピリム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305022号	H20.10.16	府食第1101号	
44	ペンシクロン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.09.13	厚生労働省発食安第0913007号	H20.10.16	府食第1102号	平成21年5月20日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報、パブリックコメント手続
45	イミシアホス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.09.04	厚生労働省発食安第0904003号	H20.11.13	府食第1234号	平成21年4月14日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 告示手続き中
46	フェリムゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.02.05	厚生労働省発食安第0205003号	H20.11.13	府食第1235号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 パブリックコメント準備中
47	ピラスルホトール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.28	厚生労働省発食安第0828003号	H20.11.20	府食第1265号	平成21年4月14日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 告示手続中
48	EPN	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.02.05	厚生労働省発食安第0205001号	H20.11.27	府食第1290号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント準備中
49	フェノキサニル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.02.05	厚生労働省発食安第0205002号	H20.11.27	府食第1291号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 パブリックコメント準備中
50	フェントラザミド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.02.05	厚生労働省発食安第0205004号	H20.12.04	府食第1314号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月24日部会審議予定

-10-

_		物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて取った措置等
	61	スピネトラム	農薬	食品安全基本法第24条第1項第1号	H20.03.03	厚生労働省発食安第0303013号	H21.01.15	府食第44 号	
	62	トリブホス	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311005号	H21.01.15	府食第45号	
	63	ルフェヌロン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項		厚生労働省発食安第0725001号厚生労働省発食安第0718012号	H21.01.22	府食第85号	
	64	ノバルロン		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.12.09	厚生労働省発食安第1209001号	H21.02.05	府食第132号	平成21年6月19日部会審議 パブリックコメント準備中
<u>-</u>	65	メタアルデヒド		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.12.09	厚生労働省発食安第1209004号	H21.02.05	府食第133号	
'	66	ブタミホス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.04.01 H20.03.25	厚生労働省発食安第0401004号 厚生労働省発食安第0325012号	H21.02.12	府食第145号	
	67	ラフォキサニド		食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112022号	H21.02.19	府食第168号	
	68	テフリルトリオン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.01.11	厚生労働省発食安第0111005号	H21.02.19	府食第169号	平成21年6月19日部会審議 平成21年7月3日分科会審議 WTO通報・パブリックコメント準備中
	69	エプリノメクチン	動物用医薬品			厚生労働省発食安第0311013号 厚生労働省発食安第0602007号	H21.02.26	府食第186号	平成21年12月9日部会審議 平成21年3月24日分科会審議 平成21年7月2日告示
ŀ	70	メタラキシル及びメフェノキサム	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522004号	H21.03.05	府食第211号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受け て取った措置等
71	オキシベンダゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.07.13	厚生労働省発食安第0713007号	H21.03.05	府食第212号	
72	シメコナゾール		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.10.07	厚生労働省発食安第1007003号	H21.03.12	府食第241号	平成21年7月24日部会審議予定
- 73	トリフルスルフロンメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.03	厚生労働省発食安第0303014号	H21.03.19	府食第263号	
74	ピラクロストロビン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.12.09	厚生労働省発食安第1209002号	H21.03.19	府食第264号	平成21年7月24日部会審議予定
75	ボスカリド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.12.09	厚生労働省発食安第1209003号	H21.03.19	府食第265号	
76	プリミスルフロンメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208009号	H21.03.26	府食第280号	
77	アルデカマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324010号	H21.03.26	府食第278号	平成21年4月14日部会審議 WTO通報、パブリックコメント終了
78	プストマイシンA	飼料添加物	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324011号	H21.03.26	府食第279号	平成21年4月14日部会審議 WTO通報、パブリックコメント終了
79	メソトリオン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409002号	H21.03.26	府食第281号	
80) レピメクチン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305003号	H21.03.26	府食第282号	平成21年7月24日部会審議予定

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて取った措置等
8	パクロブトラゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.12.04	厚生労働省発食安第1204002号	H21.04.02	府食第312号	
8	2 ミルベメクチン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.11.08 H18.07.18	厚生労働省発食安第1108002号 厚生労働省発食安第0718033号	H21.04.02	府食第313号	
8	3 鶏伝染性気管支炎(4-91株)生ワクチン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.09.12	厚生労働省発食安第0912005号	H21.04.09	府食第343号	平成21年5月20日部会審議
8	4 アジムスルフロン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409003号	H21.04.09	府食第344号	
8	5 シフルフェナミド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325007号	H21.04.16	府食第383号	
8	6 プロスルホカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.21	厚生労働省発食安第0821003号	H21.04.16	府食第384号	
8	7 イプロベンホス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208001号	H21.04.23	府食第412号	
88	8 イソチアニル		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.10.07	厚生労働省発食安第1007001号	H21.04.30	府食第439号	
89	9 エスプロカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120002号	H21.05.14	府食第470号	
90) スピロテトラマト		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.08.18	厚生労働省発食安第0818002号	H21.05.14	府食第471 号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受け て取った措置等
91	クロランスラムメチル		食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325006号	H21.05.21	府食第497号	
92	ミクロブタニル		食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325016号	H21.05.21	府食第498号	
93	アジンホスメチル		食品安全基本法 第24条第2項	H20.09.09	厚生労働省発食安第0909001号	H21.05.28	府食第527号	
94	ジメテナミド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.06.02	厚生労働省発食安第0602005号	H21.06.11	府食第568号	
95	クレンブテロール		食品安全基本法 第24条第2項	H18.10.16	厚生労働省発食安第1016004号	H21.06.18	府食第586号	
96	スピロメシフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120004号	H21.06.25	府食第612号	
97	ビフェントリン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120005号	H21.06.25	府食第613号	
98	カルプロフェン		食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205008号	H21.06.25	府食第614号	
99	ノシヘプタイド	飼料添加物	食品安全基本法 第24条第2項	H20.09.12	厚生労働省発食安第0912008号	H21.06.25	府食第615号	
100	プロパモカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項		厚生労働省発食安第1021002号 厚生労働省発食安第0718030号	H21.07.09	府食第659号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受け て取った措置等
101	メチオカルブ		食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205004号	H21.07.09	府食第660号	
102	フルジオキソニル		食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.25	厚生労働省発食安第0625006号	H21.07.16	府食第682号	
103	フルシラゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806004号	H21.07.16	府食第683号	
104	クロメプロップ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項 第24条第1項第1号		厚生労働省発食安第0305014号 厚生労働省発食安第1007002号	H21.07.23	府食第699号	
105	プロチオコナゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.06.02	厚生労働省発食安第0602004号	H21.07.23	府食第700号	

2)意見聴取を行っているもの

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
	1 スピノサド	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.12.19	厚生労働省発食安第1222001号 厚生労働省発食安第1219001号 厚生労働省発食安第0718006号	
	2 ジコホール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.02.14 H18.07.18	厚生労働省発食安第0214002号 厚生労働省発食安第0718008号	
	3 オルビフロキサシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項		厚生労働省発食安第0411002号 厚生労働省発食安第0718011号	
	1 1ーメチルシクロプロペン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H17.08.23	厚生労働省発食安第0823002号	- -
,	5 アンピシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.09.13 H18.07.18	厚生労働省発食安第0913003号 厚生労働省発食安第0718018号	
	3 ホスホマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.09.13 H18.07.18	厚生労働省発食安第0913010号 厚生労働省発食安第0718024号	
	スルファメトキサゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項		厚生労働省発食安第0913011号 厚生労働省発食安第0718025号	
	トリメトプリム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項		厚生労働省発食安第0913011号 厚生労働省発食安第0718026号	
	セファピリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.09.13 H18.07.18	厚生労働省発食安第0913012号 厚生労働省発食安第0718027号	
10	ホルペット	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.12.13 H18.07.18	厚生労働省発食安第1213002号 厚生労働省発食安第0718035号	

9

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
1	1 ペントキサゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.05.23	厚生労働省発食安第0523002号	
1		飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.09.04	厚生労働省発食安第0904002号	
1	3 フルアジナム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項 第24条第1項第1号		厚生労働省発食安第0904007号 厚生労働省発食安第0223005号	
1	4 ノルフロキサシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.10.16	厚生労働省発食安第1016002号	
1	5 キシラジン		食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218003号	
1	6 アモキシシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218004号	
1	7 ドキシサイクリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218010号	
1	8 フリラゾール		食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218013号	
1	9 ラクトフェン		食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218015号	
2	リンコマイシン		食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218016号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
2	イマゼタピルアンモニウム塩	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112006号	
2:	シクロエート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112007号	
2:	ピノキサデン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112010号	
24	クマホス	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112013号	
2	5 酢酸メレンゲステロール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112015号	
20) メチルプレドニゾロン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112021号	
2	7 スピロキサミン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205003号	
2	アレスリン	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205006号	
2:	エリスロマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205007号	
30	クロルマジノン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205009号	

<u> </u>	
ď	-

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
3	1 スルフイソゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205010号	
3:	2 セファレキシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205011号	
33	3 レバミゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205013号	
34	4 プロパルギット	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305004号	
35	アラクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.04.01 H19.03.05	厚生労働省発食安第0401003号 厚生労働省発食安第0305006号	
36	3 エトフメセート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305009号	
37	キザロホップエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06 H19.03.05	厚生労働省発食安第0806007号 厚生労働省発食安第0305012号	
38	チジアズロン		食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305016号	
39	トリチコナゾール		食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305018号	
40	ナラシン		食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305026号	

H19.03.19 厚生労働省発食安第0319001号

H19.03.19 厚生労働省発食安第0319004号

意見聴取

年月日

根拠条文

食品安全基本法

食品安全基本法

第24条第2項

第24条第2項

動物用医薬品

動物用医薬品

文書番号

備考

-20-

49 スルファチアゾール

50 クロルスロン

物質名

用途

|飼料添加物及び |食品安全基本法

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
5	1 スルファジメトキシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.19	厚生労働省発食安第0319005号	
5	2 アバメクチン	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409004号	
5	3 イソキサフルトール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409005号	
5	4 フェノキシメチルペニシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522006号	
5:	5 ベダプロフェン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522007号	
5(イマザピックアンモニウム塩	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605004号	
5	イマザメタベンズメチルエステル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605005号	
58	スルフェントラゾン		食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605008号	
59	- フルメツラム		食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605011号	
60	メソスルフロンメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605013号	

-22-

		物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
	71	モリネート	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.12	厚生労働省発食安第1012002号	
	72	ブタクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.12	厚生労働省発食安第1012003号	
	73	アミトロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030001号	
	74	ジメタメトリン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030002号	
3	75	シヘキサチン		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030003号	
	76	ピリミスルファン		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030004号	
	77	アゾシクロチン及びシヘキサチン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030005号	
	78	ピリミノバックメチル		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.11.09	厚生労働省発食安第1109008号	
	79	ピロキロン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.11.27	厚生労働省発食安第1127001号	·
	80 (ピリフルキナゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208002号	

-23-

		物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
	81	アセトクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208004号	
	82	イソキサジフェンエチル		食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208005号	
	83	オキシフルオルフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208006号	
	84	クロピラリド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208007号	
3	85	ピコリナフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208008号	
	86	フルフェナセット	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208010号	
	87	シクラニリド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.03	厚生労働省発食安第0303011号	
	88	1,3-ジクロロプロペン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.03.03	厚生労働省発食安第0303012号	
	89	アシフルオフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311001号	
	90	アミノエトキシビニルグリシン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311002号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
9	1 酸化プロピレン		食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311004号	
9	2 ヒドラメチルノン		食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311006号	
9	3 フェンチン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311007号	
9	4 Sec-ブチルアミン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311008号	
9	5 ブロディファコウム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311009号	
	6 ベノキサコール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311010号	
9	7 ベンダイオカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311011号	
g	8 オラキンドックス	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.11	厚生労働省発食安第0311012号	
g	9 ТСМТВ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325002号	
10	00 イプロバリカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325003号	

		物質名	用途	根拠条文	意見聴取年月日	文書番号	備考
1	01	エタルフルラリン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325004号	
1	02	塩酸ホルメタネート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325005号	
1	03	スルホスルフロン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325008号	
1	04	ノルフルラゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325009号	
	05	ピメトロジン		食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325010号	
1	06	ピリデート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325011号	
11	07	フッ化スルフリル		食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325013号	
10	08	ベンスルフロンメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325014号	
10	09	ベンフルラリン		食品安全基本法 第24条第2項	H20.03.25	厚生労働省発食安第0325015号	
11	10	メプロニル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.04.01 H20.03.25	厚生労働省発食安第0401005号 厚生労働省発食安第0325017号	

		物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
	111	ペンディメタリン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.06.02	厚生労働省発食安第0602006号	
	112	トビシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.06.02	厚生労働省発食安第0602008号	
	113	メトラクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.06.17	厚生労働省発食安第0617001号	
	114	フルミオキサジン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.06.17	厚生労働省発食安第0617002号	
2	15	アセフェート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.07.08	厚生労働省発食安第0708001号	
1	16	エトプロホス		食品安全基本法 第24条第2項	H20.07.08	厚生労働省発食安第0708002号	
1	17	クロキントセットメキシル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H20.07.08	厚生労働省発食安第0708003号	
1	18	クロジナホッププロパルギル		食品安全基本法 第24条第2項	H20.07.08	厚生労働省発食安第0708004号	
1	19	テトラコナゾール		食品安全基本法 第24条第2項	H20.07.08	厚生労働省発食安第0708005号	
1	20 2	ダイアジノン		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.08.18	厚生労働省発食安第0818001号	

-27-

		物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
-	121	プロパクロール		食品安全基本法 第24条第2項	H20.09.09	厚生労働省発食安第0909002号	
	122	アビラマイシン	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H20.09.12	厚生労働省発食安第0912006号	
	123	エフロトマイシン	飼料添加物	食品安全基本法 第24条第2項	H20.09.12	厚生労働省発食安第0912007号	
	124	メトミノストロビン		食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.12.09	厚生労働省発食安第1209005号	
20	125	アミスルブロム	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120001号	
	126	クロルフェナピル		食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120003号	
	127	フェンチオン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120006号	
	128	フラメトピル		食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H21.01.20	厚生労働省発食安第0120007号	
	129	アセトアミノフェン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.01.30	厚生労働省発食安第0130001号	
	130	エチクロゼート	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H21.02.03	厚生労働省発食安第0203001号	

-28-

		物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
	131		農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.03	厚生労働省発食安第0203002号	
	132	エチオン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209001号	
	133	オキシデメトンメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209002号	
	34	カルボフラン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209003号	
	35	ジクロラン		食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209004号	
1	36	ジノカップ		食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209005号	
1	37 H	トリアゾホス		食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209006号	
1	38	フェンプロピモルフ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209007号	
1	39	ヾナラキシル		食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	厚生労働省発食安第0209008号	
1.	40 기	トレート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H21.02.09	享生労働省発食安第0209009号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
14	1 エトフェンプロックス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.02.17	厚生労働省発食安第0217001号	
14	2 モネパンテル	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.03.03	厚生労働省発食安第0303001号	
14	3 セファゾリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310001号	
14	14 ダノフロキサシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310002号	
3 14	5 ナナフロシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310003号	
	16 ピコザマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310004号	
14	17 ピランテル	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310005号	
14	18 プリフィニウム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H21.03.10	厚生労働省発食安第0310006号	
14	49 ピリダリル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324001号	
1:	50 ピリプロキシフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H21.03.24	厚生労働省発食安第0324002号	

H21.07.03 厚生労働省発食安0703第3号

意見聴取

年月日

根拠条文

食品安全基本法

第24条第1項第1号

食品安全基本法

第24条第1項第1号

動物用医薬品

文書番号

備考

-32

物質名

169 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・ティー・マキシマ)混合生ワクチン

用途